



鳥取県公報

平成 23 年 7 月 1 日 (金)
号外第 7 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (49) (業務効率推進課) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 統轄監の未来づくり推進局への再編その他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日とする(2)の一部を除き、平成23年7月1日とする。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第49号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び別表の細目の表示並びに削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び別表の細目の表示並びに追加項等及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(11) 略 (12) 総室内室長 組織規則第6条の表課及び総室内室の欄に掲げる<u>経営支援室、通商物流室、人材育成確保室、労働政策室、雇用就業支援室、企業立地推進室、新事業開拓室、次世代環境産業室、産学金官連携室、林政企画室、県産材・林産物需要拡大室、森林づくり推進室及び全国植樹祭準備室の長をいう。</u></p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(11) 略 (12) 総室内室長 組織規則第6条の表課及び総室内室の欄に掲げる<u>子育て応援室、家庭福祉室、企画調査室、経営支援室、通商物流室、人材育成確保室、労働政策室、雇用就業支援室、企業立地推進室、新事業開拓室、次世代環境産業室、産学金官連携室、林政企画室、県産材・林産物需要拡大室、森林づくり推進室及び全国植樹祭準備室の長をいう。</u></p>

<p>(13) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる市町村税制支援室、給与室、<u>まんが王国とっとり推進室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、福祉指導支援室、自立支援室、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、グリーンニューディール推進室、水環境保全室、企画調整室、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</u></p> <p>(14) 会計担当職員 組織規則第16条第7項に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。</p> <p>(15) <u>統轄監 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監をいう。</u></p> <p>(16) 部長 <u>組織条例第14条第2項に規定する部局長等をいう。</u></p> <p>(17) 局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第6項の規定により置かれる部内局又は課の長をいう。</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(専決事項) 第4条 略</p> <p>2 前項の場合において、<u>経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業総室</u>（以下「各総室」という。）にあっては、局長の専決事項を各総室の長（以下「総室長」という。）の専決事項と、課長の専決事項（別表第1の二6(三)、四1(三)及び五9(三)に掲げる事項を除く。）を総室内室長の専決事項とみなす。</p> <p>3 略</p> <p>4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、<u>子育て王国推進局、健康医療局、</u>くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。この場合において、各総室にあっては、局長の専決事</p>	<p>(13) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる市町村税制支援室、給与室、<u>広域観光推進室、山陰海岸ジオパーク推進室、企画総務室、自立支援室、医師確保推進室、感染症・新型インフルエンザ対策室、グリーンニューディール推進室、水環境保全室、企画調整室、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</u></p> <p>(14) 会計担当職員 組織規則第16条第6項に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。</p> <p>(15) 部長 <u>鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する部局長等をいう。</u></p> <p>(16) 局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第5項の規定により置かれる部内局又は課の長をいう。</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(専決事項) 第4条 略</p> <p>2 前項の場合において、<u>子育て支援総室、</u>経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業総室（以下「各総室」という。）にあっては、局長の専決事項を各総室の長（以下「総室長」という。）の専決事項と、課長の専決事項（別表第1の二6(三)、四1(三)及び五9(三)に掲げる事項を除く。）を総室内室長の専決事項とみなす。</p> <p>3 略</p> <p>4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、<u>子育て支援総室、</u>くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。この場合において、各総室にあっては、局長の専決事項を総室長の</p>
--	---

項を総室長の専決事項と、課長の専決事項を総室内室長の専決事項とみなす。

5 前各項の規定にかかわらず、部長又は局長の専決事項のうち部局間の調整を必要とする重要事項その他統轄監が処理することが適当である事項は、統轄監の専決事項とする。

6 前各項の規定にかかわらず、知事は、別表第1から別表第3までに掲げる事項のうち特に必要があると認める事項について、下位の職員に専決させることができる。

7 前各項の規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第3までに掲げる事項（課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、課内室長に専決させることができる。

8 略

9 略

10 略

11 略

別表第1 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 共通事項に係る事務の処理権限

Table with columns: 事 項, 事務処理権限の区分 (専決権者, 委任決裁権者), 種類, 内 容, 知事, 部長, 課長, 会計担当職員, 地方機関の長, 副知事, 部長, 局長, 課長, 地方機関の長.

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務の処理権限

Table with columns: 所 属 名, 事 項, 事務処理権限の区分 (専決権者, 委任決裁権者), 種類, 内 容, 知事, 部長, 課長, 地方機関の長, 副知事, 部長, 局長, 課長, 地方機関の長.

専決事項と、課長の専決事項を総室内室長の専決事項とみなす。

5 第1項から前項までの規定にかかわらず、知事は、別表第1から別表第3までに掲げる事項のうち特に必要があると認める事項について、下位の職員に専決させることができる。

6 第1項から第5項までの規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第3までに掲げる事項（課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、課内室長に専決させることができる。

7 略

8 略

9 略

10 略

別表第1 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 共通事項に係る事務の処理権限

Table with columns: 事 項, 事務処理権限の区分 (専決権者, 委任決裁権者), 種類, 内 容, 知事, 部長, 課長, 会計担当職員, 地方機関の長, 副知事, 部長, 局長, 課長, 地方機関の長.

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務の処理権限

Table with columns: 所 属 名, 事 項, 事務処理権限の区分 (専決権者, 委任決裁権者), 種類, 内 容, 知事, 部長, 課長, 地方機関の長, 副知事, 部長, 局長, 課長, 地方機関の長.

く知事の権限に属する事務	を取り扱う際に準拠すべき指針の作成																			
	2 同条例第32条第2項の規定による指導致し					○														
	3 同条例第33条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求					○														
	4 同条例第33条第2項の規定による報告又は資料の提出をしない旨の公表					○														
	5 同条例第34条第1項の規定による事業者に対する是正の勧告					○														
	6 同条例第34条第3項の規定による勧告に従わない旨の公表					○														
二 鳥取県情報公開条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第37条第2項の規定による会議の公開に関し準拠すべき指針の作成					○														
鳥取県創造課	一 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証												○						
		2 同法第10条第2項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用される場合を含む。)の規定による認証の申請に係る公告													○					
	3 同法第23条第1項の規定による役員の変更等の届出の受理																	○		
	4 同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証																		○	
	5 同法第29条第1項の規定による事業報告等の提出の受理																		○	
	6 同法第29条第2項の規定による事業報告等の公開																		○	
	7 同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の兼務の認定																		○	
	8 同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証																		○	
	9 同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証																		○	
	10 同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の																		○	
事 権限に属する事務(本庁の庁舎又は庁内におけるものに限る。)	2 同規則第3条第1項の規定による許可(同規則第2号から第5号までに係るものに限る。)																		○	
	3 同規則第6条の規定による必要な処置の命令																		○	
	二 電気事業法(昭和49年法律第170号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第42条第1項又は第2項の規定による保安規程の制定又は変更に係る経済産業大臣への届出																		○
		2 同法第48条第1項の規定による事業用電気工作物の設置若しくは変更に係る工事計画又は当該工事計画の変更を以ての経済産業大臣への届出																		○
	三 県有建物に関する広告物等及び規制に基づく知事の権限に属する事務(本庁の庁舎又は構内におけるものに限る。)	1 同訓令第1条の規定による広告物の表示又はこれに關する物件の設置の許可																		○
		2 同訓令第5条ただし書の規定による1の許可の取消し																		○
四 その他の事務	1 叙立、叙職及び褒章に係る事務(一)候補者の決定(1)春秋叙職及び褒章に係るもの(2)叙立、高齢者叙職、死亡叙職及び遺族褒賞に係るもの(二)国への具申																		○	
	2 総合事務所の職員に対する表彰(総合事務所の長名において処理することが適当であるものに限る。)																		○	
	3 本庁の庁舎の使用態様の決定又は変更																		○	
	4 本庁の庁舎の暖冷房開始及び終了の時期の決定																		○	
	5 本庁の構内電話の架設、廃止又は変更																		○	
	6 本庁の庁舎内の電気機器使用の承認																		○	

	状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施								
	11 同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令							○	総合事務部長
	12 同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の勧奨の取消し							○	総合事務部長
二	鳥取県非営利活動促進法施行細則(平成20年鳥取県規則第44号)に基づく知事の権限に属する事務						○		
	1 同規則第7条第3項の規定する閲覧を行わねい日の指定(一)鳥取力創造課の所管に係るもの(二)(一)以外のもの						○		総合事務部長
	2 同規則第7条第4項の規定による閲覧の中止の命令(一)鳥取力創造課の所管に係るもの(二)(一)以外のもの						○		総合事務部長
三	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づく知事の権限に属する事務						○		
	1 同法第41条第1項の規定によるシルバー人材センターの指定及び同条第3項の規定による名称及び住所、事務所の所在地並びに当該指定に係る地域の公示						○		
	2 同法第41条第4項の規定によるシルバー人材センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同条第5項の規定する当該事実の公示						○		
	3 同法第43条の2の規定によるシルバー人材センターに対する同法第42条第1項の規定する業務に関する監督命令						○		
	4 同法第43条の3第1項の規定による指定の取消し及び同条第2項の規定による当該事項の公示						○		
四	災害対策基本法(昭和46年法律第223号)に基づく知事の権限に属する事務								
	1 略								
	4 略								
五	災害対策基本法(昭和46年法律第223号)に基づく知事の権限に属する事務								
	5 同法第51条の規定による災害に関する情報の収集及び伝達							○	
	6 同法第3条第2項の規定による災害の状況等についての報告及び同条第5項の規定による情報の収集							○	

										7 同法第55条の規定による予想される災害の事態及びこれに対処すべき措置についての通知及び要請	○							
										8 同法第77条の規定による電気通信設備の優先的利用等の要求		○						
二 略																		
										三 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第2項の規定による原子力事業者防災業務計画の作成又は修正についての協議等	○						
										2 同法第8条第4項の規定による原子力防災要員の現況についての届出の受理等		○						
										3 同法第9条第5項の規定による原子力防災管理者等の選任又は解任についての届出の受理		○						
										4 同法第9条第6項において準用する第8条第4項の規定による防災管理者等の届出書類の写しの送付		○						
										5 同法第10条第1項の規定による事象の発生に関する通報	○							
										6 同法第10条第2項の規定による専門知識を有する職員の派遣の要請	○							
										7 同法第11条第3項の規定による放射線測定設備の設置等についての届出の受理		○						
										8 同法第25条第2項の規定による応急措置の概要についての報告の受理	○							
										9 同法第31条の規定による業務に関する報告の徴収	○							
										10 同法第32条第1項の規定による立入検査等の実施		○						
三 略																		
	一 自衛隊法施行令(昭和49年政令第179号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第14条の規定による二等陸士等の募集期間の告示								○								
		2 同令第17条第1項の規定による二等陸士等の採用試験の試験期日等の告示								○								
		3 同令第18条の規定による二等海士								○								
四 略																		
	一 自衛隊法施行令(昭和49年政令第179号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第14条の規定による二等陸士の募集期間の告示								○								
		2 同令第17条第1項の規定による二等陸士の採用試験の試験期日等の告示								○								
		3 同令第18条の規定による二等海士								○								

	等の募集期間の告示等								
	4 同令第19条の規定による自衛官等の募集に関する広報宣伝		○						
	5 同令第20条の規定による自衛官等の募集に関する報告等		○						
二 略									
三 災害対策基本法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第1条の規定による災害に関する情報の収集及び伝達		○						
	2 同法第3条第2項の規定による災害の状況等についての報告及び同法第5項の規定による情報の収集		○						
	3 同法第5条の規定による予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等についての通知及び要請		○						
	4 同法第7条の規定による電気通信設備の優先的利用等の要求		○						
四 原子力災害対策特別措置法(平成19年法律第156号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第2項の規定による原子力事業者防災業務計画の作成又は修正についての協議等		○						
	2 同法第8条第4項の規定による原子力防災要員の現況についての届出の受理等		○						
	3 同法第9条第5項の規定による原子力防災管理者等の選任又は解任についての届出の受理		○						
	4 同法第9条第6項において準用する第8条第4項の規定による防災管理者等の届出書類の写しの送付		○						
	5 同法第10条第1項の規定による事象の発生に関する通報		○						
	6 同法第10条第2項の規定による専門的知識を有する職員への派遣の要請		○						
	7 同法第11条第3項の規定による放射線測定設備の設置等についての届出の受理		○						
	8 同法第25条第2項の規定による応急措置の概要につ		○						

	又は二等空士の募集期間等の告示								
	4 同令第19条の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝		○						
	5 同令第20条の規定による自衛官の募集に関する報告等		○						
二 略									

	いての報告の受理																			
	9 同法第31条の規定による業務に関する報告の徴収		○																	
	10 同法第32条第1項の規定による立入検査等の実施			○																
一 消防職	略																			
法 (昭和22	6 同法第44条第6項 (同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による非常事態の場合における応援動等の措置に関する指示		○																	
年法律第226号)に基づく知事の権限に属する事務																				
二 消防法	略																			
(昭和23年	12 同法第6条の5第1項の規定による資料の提出の命令、報告の要求及び貯蔵所等への立入検査の実施等			○																
法律第186号)に基づく知事の権限に属する事務																				
略																				
六 選礦消防	1 報徴の権限			○																
団員報徴規程 (昭和26																				
年法律第3号)に基づく知事の権限に属する事務																				
略																				
八 電気工事	略																			
業の業務の適正に關する法律 (昭和45年	4 同法第9条第3項の規定による承継の届出の受理			○																
法律第96号)に基づく知事の権限に属する事務																				
略																				
九 電気工事	1 同法第4条第2項の規定による電気工事免状の交付並びに同条第7項の規定による再交付及び書換え			○																
士法 (昭和36年法律第139号)に基づく知事の権限に属する事務																				
略																				
十 高圧ガス	略																			
保安法 (昭和26年法律第204号)に基づく知事の権限に属する事務	14 同法第19条第1項の規定による高圧ガス貯蔵所の位置等の変更の工事の許可			○																
略																				
略																				
略	19 同法第20条の4及び同法第20条の4の2第2項の規定による高圧ガスの販売事業の届出又は地位の承継の届出の受理			○																
略																				
略	20 同法第20条の5			○																

一 消防職	略																			
法 (昭和22	6 同法第44条の規定による非常事態の場合における応援動等の措置に関する指示			○																
年法律第226号)に基づく知事の権限に属する事務																				
二 消防法	略																			
(昭和23年	12 同法第6条の5第1項の規定による資料の提出の命令、報告の要求及び貯蔵所等への立入検査の実施			○																
法律第186号)に基づく知事の権限に属する事務																				
略																				
六 選礦消防	1 報徴の権せん			○																
団員報徴規程 (昭和26																				
年法律第3号)に基づく知事の権限に属する事務																				
略																				
八 電気工事	略																			
業の業務の適正に關する法律 (昭和45年	4 同法第9条第3項の規定による承継の届出の受理			○																
法律第96号)に基づく知事の権限に属する事務																				
略																				
九 電気工事	1 同法第4条第2項の規定による電気工事免状の交付並びに同法第7項の規定による再交付及び書換え			○																
士法 (昭和36年法律第139号)に基づく知事の権限に属する事務																				
略																				
十 高圧ガス	略																			
保安法 (昭和26年法律第204号)に基づく知事の権限に属する事務	14 同法第19条の規定による高圧ガス貯蔵所の位置等の変更の工事の許可			○																
略																				
略																				
略	19 同法第20条の4及び同法第20条の4の2第2項の規定による高圧ガスの販売事業又は地位の承継の届出の受理			○																
略																				
略	20 同法第20条の5			○																

	第2項の規定による改善等の報告又は同条第3項の規定による公表																		
	略																		
	25 同法第22条第1項第1号の規定による輸入検査技術基準に適合していると認められた旨の届出の受理及び同条第2項の規定による輸入検査を行った旨の報告の受理				○														
	略																		
	27 同法第24条の2第1項の規定による特定高圧ガス消費者からの施設的位置等の届出の受理				○														
	略																		
	33 同法第27条第2項の規定による第一種製造者の保安教育計画の変更の命令				○														
	略																		
	40 同法第33条第3項の規定による保安締結者等の代理者の選任又は解任の届出の受理				○														
	略																		
	44 同法第36条第2項の規定による危険事態を発見した者からの届出の受理				○														
	略																		
	48 同法第39条の11の規定による認定完成検査実施者等の検査の記録の届出の受理				○														
	略																		
	54 同法第38条の30の3の規定による保安検査機関の指定及び指定の更新				○														
	55 同法第31条第1項及び第4項の規定による業務等に関する報告の徴収																		
	56 同法第32条第1項及び第4項の規定による事務所等への立入検査等の実施																		
	略																		
十一 高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第	略																		
4	同法第58条の27の規定による違反				○														
	略																		
	第2項の規定による改善等の報告又は同条第3項の規定による公表																		
	略																		
	25 同法第22条第1項第1号の規定による輸入検査技術基準に適合していると認められた旨の届出の受理及び同条第2項の規定による輸入検査を行った旨の報告の受理				○														
	略																		
	27 同法第24条の2の規定による特定高圧ガス消費者からの施設的位置等の届出の受理				○														
	略																		
	33 同法第27条第2項の規定による第一種製造者の保安教育計画の変更の命令				○														
	略																		
	40 同法第33条第3項の規定による保安締結者等の代理者の選任又は解任の届出の受理				○														
	略																		
	44 同法第36条第2項の規定による危険事態を発見した者からの届出の受理				○														
	略																		
	48 同法第39条の11第1項及び第2項の規定による認定完成検査実施者等の検査の記録の届出の受理				○														
	略																		
	54 同法第38条の30の2第1項及び第2項の規定による保安検査機関の指定及び指定の更新				○														
	55 同法第31条の規定による業務等に関する報告の徴収																		
	56 同法第32条の規定による事務所等への立入検査の実施																		
	略																		
十一 高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第	略																		
4	同法第58条の27の規定による禁止				○														

20号 第8条第1項第1号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	行為等を理由とする指定完成検査機関への法第58条の22第2号に規定する者の解任命令									
	略									
	7 同法第31条第2項の規定による指定完成検査機関からの報告の徴収									○
十二 高圧ガス保安法施行令第8条第1項第2号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1 同法第58条の30の2の規定による指定輸入検査機関の指定及び指定の更新									○
	略									
	5 同法第58条の30の2第2項において準用する同法第58条の27の規定による違反行為等を理由とする指定輸入検査機関への法第58条の22第2号に規定する者の解任命令									○
十三 高圧ガス保安法施行令第8条第1項第3号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1 同法第58条の30の3第2項において準用する同法第58条の22の規定による指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出の受理									○
	2 同法第58条の30の3第2項において準用する同法第58条の23の規定による指定保安検査機関の業務規程の認可等									○
	3 同法第58条の30の3第2項において準用する同法第58条の24の規定に									○
20号 第8条第1項第1号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	違反行為等を理由とする指定完成検査機関への法第58条の22第2号に規定する者の解任命令									
	略									
	7 同法第31条第2項の規定による指定完成検査機関に対する報告の徴収									○
十二 高圧ガス保安法施行令第8条第1項第2号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1 同法第58条の30の2第1項及び第2項の規定による指定輸入検査機関の指定及び指定の更新									○
	略									
	5 同法第58条の30の2第2項において準用する同法第58条の27の規定による禁止違反行為等を理由とする指定輸入検査機関への法第58条の22第2号に規定する者の解任命令									○
十三 高圧ガス保安法施行令第8条第1項第3号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1 同法第58条の30の2第2項において準用する同法第58条の24の規定による指定保安検査機関の業務の休廃止の届出の受理									○
	2 同法第58条の30の2第2項において準用する同法第58条の27の規定による禁止違反行為等を理由とする指定保安検査機関への法第58条の20第2項に規定する者の解任命令									○
	3 同法第58条の30の3第2項において準用する同法第58条の22の規定による指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出の受理									○
十三 高圧ガス保安法施行令第8条第1項第3号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	4 同法第58条の30の3第2項において準用する同法第58条の23の規定による指定保安検査機関の業務規程の認可等									○
	略									
	略									

よる指定保安検査機関の業務の休業の届出の受理													
4 同法第8条の30の3第2項において準用する同法第58条の27の規定による違反行為等を理由とする指定保安検査機関への同法第8条の20第2項に規定する者の解任命令		○											
略													
7 同法第61条第2項の規定による指定保安検査機関からの報告の通知										○			
略													

略													
十五 液化石油ガスの保安の確保及び取扱いの適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長（倉吉市長及び東伯郡の町長を除く。）又ははな成連合の長に委任したものを除く。）	略												
3 同法第10条第3項の規定による液化石油ガス販売事業の承継の届出の受理		○											
略													
19 同法第35条の4において準用する同法第8条及び第10条の規定による保安機関の変更及び承継の届出の受理			○										
略													
22 同法第35条の10の規定による認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し		○											
23 略													
24 略													
25 略													
26 略													
27 略													
28 略													
29 略													
30 略													
31 略													
32 同法第38条の4第1項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付及び同法第5項の規定による再交付並びに書換え			○										
33 略													

略													
7 同法第61条第2項の規定による指定保安検査機関に対する報告の通知										○			
略													

略													
十五 液化石油ガスの保安の確保及び取扱いの適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長（倉吉市長及び東伯郡の町長を除く。）又ははな成連合の長に委任したものを除く。）	略												
3 同法第10条の規定による液化石油ガス販売事業の承継の届出の受理										○			
略													
19 同法第35条の4の規定による保安機関の変更及び承継の届出の受理										○			
略													
22 同法第35条の10第1項の規定による認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し										○			
23 同法第35条の10第2項の規定による認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し										○			
24 略													
25 略													
26 略													
27 略													
28 略													
29 略													
30 略													
31 略													
32 略													
33 同法第38条の4第1項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付及び同法第5項の規定による再交付並びに書換え										○			
34 略													

		34 略										35 略							
		35 略										36 略							
		36 略										37 略							
		略																	
総務課	一 鳥取県庁舎管理規則に基づく知事の権限に属する事務（本庁の庁舎又は構内におけるものに限る。）	1 同規則第3条第1項の規定による物品販売の許可														○			
		2 同規則第3条第1項の規定による許可（同項第2号から第5号までに係るものに限る。）															○		
		3 同規則第6条の規定による必要な処置の命令															○		
	二 電気事業法（昭和49年法律第170号）に係る知事の権限に属する事務	1 同法第42条第1項又は第2項の規定による保安規程の制定又は変更に係る経済産業大臣への届出															○		
		2 同法第48条第1項の規定による事業用電気工作物の設置又は変更に係る工事計画又は当該工事計画の変更についての経済産業大臣への届出															○		
	三 県有建物に関する広告物等取扱い規則に基づく知事の権限に属する事務（本庁警察本部を除く。）の庁舎又は構内におけるものに限る。）	1 同訓令第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可															○		
		2 同訓令第5条ただし書の規定による1の許可の取消し															○		
	四 その他の事務	1 叙位、叙勲及び褒章に係る事務 （一）候補者の決定 （1）春秋叙勲及び褒章に係るもの （2）叙位、高齢者叙勲、死亡叙勲及び遺族褒賞に係るもの （二）国への具申															○		
		2 総合事務所の職員に対する表彰（総合事務所長の名において処理することが適当であるものに限る。）																○	総合事務所長
		3 本庁の庁舎の使用態様の決定又は変更																○	
		4 本庁の庁舎の暖冷房開始及び終了の時期の決定																○	
		5 本庁の構内電話の架設、廃止又は																○	

	変更									
	6 本庁の庁舎内での電気機器使用の承認									○
財政課	一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第29条第2項の規定による予算についての公表								○
		略								
		4 同法第23条第6項の規定による決算についての公表								
	略									
政策法務課	五 社債、株式等の振替に関する法律（平成31年法律第75号）に係る知事の権限に属する事務	1 同法第13条第1項において準用する同法第9条の規定による振替社債の発行等の通知								○
		略								
略										
略										
略										
略										
略										
略										
略										
略										

財政課	一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第19条第2項の規定による予算についての経務大臣への報告及び公表								○	
		略									
		4 同法第23条第6項の規定による決算についての経務大臣への報告及び公表									○
	略										
政策法務課	五 社債等登録法（昭和17年法律第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による異債の登録								○	
		略									
略											
県民課	一 鳥取県個人情報保護条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条第1項の規定による事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の作成								○	
		2 同条例第3条第2項の規定による指導又は助言								○	
		3 同条例第3条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求									○
		4 同条例第3条第2項の規定による報告又は資料の提出をしない旨の公表									○
		5 同条例第4条第1項の規定による事業者に対する是正の勧告									○
		6 同条例第4条第3項の規定による勧告に従わない旨の公表									○
青年少	二 鳥取県青少年公衆衛生条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第7条第2項の規定による会議の公開に関し準拠すべき指針の作成								○	
		略									
略											
略											
略											
略											
略											
略											

学
術
振
興
課

五 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨	○							
	2 同条例第9条の2に基づく青少年健全育成協力員の委嘱及び委嘱の取消し	○							
	3 同条例第1条の2第2項に基づく図書類の陳列への助言又は指導	○							
	4 同条例第2条の2第7項の規定による改善事項報告書の提出の命令	○							
	5 同条例第2条の3第3項に基づく表示票の交付	○							
	6 同条例第3条第1項の規定による有害図書類の指定	○							
	7 同条例第4条の2第1項の規定による有害がん具刃物類の指定	○							
	8 同条例第7条第4項の規定による有害図書類又は有害がん具刃物類の除去等の命令	○							
	9 同条例第7条第5項の規定による自動販売機等による営業の全部又は一部の停止の命令	○							
	10 同条例第7条第6項の規定による自動販売機等の撤去の命令	○							
	11 同条例第7条の3第3項において準用する第2条の3第3項の規定に基づく表示票の交付	○							
	12 同条例第7条の6第3項の規定による利用カードの除去等の命令	○							
	13 同条例第2条第1項の規定による資料の提出の要求又は営業所等への立入調査等の実施	○							
	14 同条例第2条第2項の規定による自動販売機の設置場所への立入調査等の実施	○							
	15 同条例第2条第3項の規定による深夜営業施設への立入調査等の実施	○							

略
観 略
光
政 二 略

略
観 略
光
政 二 略

策
課

三 略

一 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)に基づく知事の特任に属する事務	1 同法第18条の規定による通訳案内士の登録				○						
	2 同法第21条の規定による通訳案内士の登録の拒否				○						
	3 同法第25条及び第26条の規定による通訳案内士の登録の抹消				○						
	4 同法第33条の規定による通訳案内士の懲戒処分				○						

略

福
社
保
健
課

二 略

三 略

四 略

五 略

策
課

四 略

三 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)に基づく知事の特任に属する事務	1 同法第18条の規定による通訳案内士の登録					○					
	2 同法第21条の規定による通訳案内士の登録の拒否					○					
	3 同法第25条及び第26条の規定による通訳案内士の登録の抹消					○					
	4 同法第33条の規定による通訳案内士の懲戒処分					○					

略

福
社
保
健
課

三 略

三 民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づく知事の特任に属する事務	1 同法第4条の規定による民生委員の定数の決定					○					
	2 同法第5条第1項の規定による民生委員の推薦					○					
	3 同法第7条の規定による民生委員の再推薦の命令及び推薦					○					
	4 同法第11条第1項の規定による民生委員の解職の具申					○					
	5 同法第17条第1項の規定による民生委員の指揮監督									○	総合事務所長
	6 同法第18条の規定による民生委員の指導訓練に関する計画の樹立					○					
	7 同法第18条の規定による民生委員の指導訓練の実施									○	総合事務所長
	8 同法第20条第1項の規定による民生委員協議会を組織すべき区域についての決定					○					

四 略

五 略

六 略

六略																						
七略																						
八略																						
九略																						
十略																						
十一略																						
十二略																						
十三略																						
十四略																						
十五略																						
十六略																						
十七略																						
十八略																						
十九略																						
二十略																						
二十一略																						
二十二略																						
二十三略																						
二十四略																						
二十五略																						
二十六略																						
二十七略																						
二十八略																						
二十九略																						
三十略																						
三十一略																						
三十二略																						
三十三略																						
三十四略																						
三十五 中国 残留邦人等 の帰国準備 の促進及び 帰国後の 自立支援に 関する法律 (平成6年 法律第30 号)に基づ く知事権 限に属する 事務	略	3	同法第14条第4 項においてその例 によることとされ た生活保護法の規 定による支援給付 に関する事務																	○	福祉事務所長	
	(一) 福祉保健課 の項の三の2、 3、4、5、 6、16、24、 25、26、29及び 30に係るもの																				○	総合事務所長
三十六略																						
三十七略																						
三十八略																						
三十九 其他の事務																						

七略																							
八略																							
九略																							
十略																							
十一略																							
十二略																							
十三略																							
十四略																							
十五略																							
十六略																							
十七略																							
十八略																							
十九略																							
二十略																							
二十一略																							
二十二略																							
二十三略																							
二十四略																							
二十五略																							
二十六略																							
二十七略																							
二十八略																							
二十九略																							
三十略																							
三十一略																							
三十二略																							
三十三略																							
三十四略																							
三十五略																							
三十六 中国 残留邦人等 の帰国準備 の促進及び 帰国後の 自立支援に 関する法律 (平成6年 法律第30 号)に基づ く知事権 限に属する 事務	略	3	同法第14条第4 項においてその例 によることとされ た生活保護法の規 定による支援給付 に関する事務																			○	福祉事務所長
	(一) 福祉保健課 の項の四の2、 3、4、5、 6、16、24、 25、26、29及び 30に係るもの																				○	総合事務所長	
三十七略																							
三十八略																							
三十九略																							
四十 其他の事務																							

	5 略	障がい福祉課	略																																																																																																																																																												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="901 185 1029 459">6 民生委員及び児童委員に委嘱された者に交付する証明書に関する事務 (一) 証明書の交付 (二) 証明書の書換え交付 (三) 証明書の再交付</td> <td data-bbox="1029 185 1061 459"></td> <td data-bbox="1061 185 1093 459"></td> <td data-bbox="1093 185 1125 459"></td> <td data-bbox="1125 185 1157 459"></td> <td data-bbox="1157 185 1189 459"></td> <td data-bbox="1189 185 1220 459"></td> <td data-bbox="1220 185 1252 459"></td> <td data-bbox="1252 185 1284 459"></td> <td data-bbox="1284 185 1316 459"></td> <td data-bbox="1316 185 1348 459"></td> <td data-bbox="1348 185 1380 459"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 459 1029 548">7 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状の授与</td> <td data-bbox="1029 459 1061 548"></td> <td data-bbox="1061 459 1093 548"></td> <td data-bbox="1093 459 1125 548"></td> <td data-bbox="1125 459 1157 548"></td> <td data-bbox="1157 459 1189 548"></td> <td data-bbox="1189 459 1220 548"></td> <td data-bbox="1220 459 1252 548"></td> <td data-bbox="1252 459 1284 548"></td> <td data-bbox="1284 459 1316 548"></td> <td data-bbox="1316 459 1348 548"></td> <td data-bbox="1348 459 1380 548"></td> </tr> </table>	6 民生委員及び児童委員に委嘱された者に交付する証明書に関する事務 (一) 証明書の交付 (二) 証明書の書換え交付 (三) 証明書の再交付												7 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状の授与												障がい福祉課	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="901 548 1029 705">子ども発達支援課</td> <td data-bbox="1029 548 1061 705">一 障害者自立支援法に基づく知事の権限に属する事務(子ども発達支援課の所掌事務に係るものに限る。)</td> <td data-bbox="1061 548 1093 705">1 同法第8条第1項の規定による自立支援医療費の給付額に相当する金額の徴収</td> <td data-bbox="1093 548 1125 705"></td> <td data-bbox="1125 548 1157 705"></td> <td data-bbox="1157 548 1189 705"></td> <td data-bbox="1189 548 1220 705"></td> <td data-bbox="1220 548 1252 705"></td> <td data-bbox="1252 548 1284 705">○</td> <td data-bbox="1284 548 1316 705"></td> <td data-bbox="1316 548 1348 705"></td> <td data-bbox="1348 548 1380 705"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 同法第8条第2項の規定による自立支援医療費の返還命令等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 同法第9条第1項の規定による障害者等に対する報告等の命令等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>総合事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 同法第10条第1項の規定による自立支援医療を行う者等に対する報告等の命令等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 同法第11条第1項の規定による自立支援給付に関する障害者等に対する報告等の命令等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>総合事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6 同法第11条第2項の規定による自立支援給付に関する自立支援給付対象サービス等を行った者等に対する報告等の命令等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>総合事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7 同法第12条の規定による官公署に対する文書の閲覧等の要求等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>総合事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8 同法第29条第3項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の請求</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>総合療育センター院長 皆成学園長 鳥取療育園長 中部療育園長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>9 同法第32条第1項の規定による自立支援医療費の支給決定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>総合事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10 同法第34条第2項の規定による障害者等が自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の指定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>総合事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11 同法第34条第3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>総合事務所長</td> </tr> </table>	子ども発達支援課	一 障害者自立支援法に基づく知事の権限に属する事務(子ども発達支援課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同法第8条第1項の規定による自立支援医療費の給付額に相当する金額の徴収						○						2 同法第8条第2項の規定による自立支援医療費の返還命令等						○						3 同法第9条第1項の規定による障害者等に対する報告等の命令等							○		総合事務所長			4 同法第10条第1項の規定による自立支援医療を行う者等に対する報告等の命令等						○						5 同法第11条第1項の規定による自立支援給付に関する障害者等に対する報告等の命令等							○		総合事務所長			6 同法第11条第2項の規定による自立支援給付に関する自立支援給付対象サービス等を行った者等に対する報告等の命令等							○		総合事務所長			7 同法第12条の規定による官公署に対する文書の閲覧等の要求等							○		総合事務所長			8 同法第29条第3項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の請求							○		総合療育センター院長 皆成学園長 鳥取療育園長 中部療育園長			9 同法第32条第1項の規定による自立支援医療費の支給決定							○		総合事務所長			10 同法第34条第2項の規定による障害者等が自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の指定							○		総合事務所長			11 同法第34条第3							○		総合事務所長
6 民生委員及び児童委員に委嘱された者に交付する証明書に関する事務 (一) 証明書の交付 (二) 証明書の書換え交付 (三) 証明書の再交付																																																																																																																																																															
7 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状の授与																																																																																																																																																															
子ども発達支援課	一 障害者自立支援法に基づく知事の権限に属する事務(子ども発達支援課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同法第8条第1項の規定による自立支援医療費の給付額に相当する金額の徴収						○																																																																																																																																																							
		2 同法第8条第2項の規定による自立支援医療費の返還命令等						○																																																																																																																																																							
		3 同法第9条第1項の規定による障害者等に対する報告等の命令等							○		総合事務所長																																																																																																																																																				
		4 同法第10条第1項の規定による自立支援医療を行う者等に対する報告等の命令等						○																																																																																																																																																							
		5 同法第11条第1項の規定による自立支援給付に関する障害者等に対する報告等の命令等							○		総合事務所長																																																																																																																																																				
		6 同法第11条第2項の規定による自立支援給付に関する自立支援給付対象サービス等を行った者等に対する報告等の命令等							○		総合事務所長																																																																																																																																																				
		7 同法第12条の規定による官公署に対する文書の閲覧等の要求等							○		総合事務所長																																																																																																																																																				
		8 同法第29条第3項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の請求							○		総合療育センター院長 皆成学園長 鳥取療育園長 中部療育園長																																																																																																																																																				
		9 同法第32条第1項の規定による自立支援医療費の支給決定							○		総合事務所長																																																																																																																																																				
		10 同法第34条第2項の規定による障害者等が自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の指定							○		総合事務所長																																																																																																																																																				
		11 同法第34条第3							○		総合事務所長																																																																																																																																																				

	項の規定による医療受給者証の交付														
	12 同法第36条第2項の規定による支給認定の変更の認定													○	総合事務所長
	13 同法第36条第4項の規定による変更認定に係る事項の医療受給者証への記載等													○	総合事務所長
	14 同法第37条第1項の規定による支給認定の取消し													○	総合事務所長
	15 同法第37条第2項の規定による医療受給者証の返還要求													○	総合事務所長
	16 同法第38条第1項の規定による自立支援医療費の支給						○								
	17 同法第36条第1項の規定による指定自立支援医療機関等に対する報告等の命令等													○	
	18 同法第36条第3項の規定による自立支援医療費の支払の一時差止めの指示等												○		
	19 同法第37条第1項の規定による勧告												○		
	20 同法第37条第2項の規定による公表												○		
	21 同法第37条第3項の規定による勧告に係る措置の命令												○		
	22 同法第37条第4項の規定による公示						○								
	23 同法第38条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の取消し等												○		
	24 同法第39条の規定による公示						○								
	25 同法第73条第1項の規定による診療内容等の審査及び自立支援医療費等の額の決定						○								
	26 同法第73条第4項の規定による自立支援医療費の支払に関する事務の委託						○								
二	障害者自立支援法施行令に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援													○	総合事務所長
	1 同令第32条第1項の規定による変更に係る届出の受理													○	総合事務所長
	2 同令第33条第1項の規定による医													○	総合事務所長

課の行政事務に係るものに限る。)	療受給者証の再交付										
三 児童福祉法（昭和22年法律第64号）に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の行政事務に係るものに限る。）	1 同法第24条の2第1項の規定による指定知的障害児施設等の指定					○					
	2 同法第24条の3第2項の規定による障害児施設給付費の支給の決定							○	児童相談所長		
	3 同法第24条の4第1項の規定による施設給付費決定の取消し								○	児童相談所長	
	4 同法第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還要求								○	児童相談所長	
	5 同法第24条の5の規定により読み替えて適用される場合における同法第24条の2第2項の規定による割合の決定								○	児童相談所長	
	6 同法第24条の6第1項の規定による高齢障害児施設給付費の支給の決定								○	児童相談所長	
	7 同法第24条の7第1項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給の決定								○	児童相談所長	
	8 同法第24条の10第1項の規定による更新								○		
	9 同法第24条の13の規定による変更に係る届出の受理								○		
	10 同法第24条の14の規定による辞退に係る届出の受理								○		
	11 同法第24条の15第1項の規定による指定施設設置者等に対する報告等の命令等									○	総合事務所長
	12 同法第24条の16第1項の規定による届出								○		
	13 同法第24条の16第2項の規定による公表								○		
	14 同法第24条の16第3項の規定による措置命令								○		
	15 同法第24条の16第4項の規定による公示				○						
	16 同法第24条の17の規定による指定の取消し等								○		
	17 同法第24条の18の規定による公示			○							

18	同法第24条の19第2項の規定によるあつせん又は調整及び要請							○	児童相談所長
19	同法第24条の20第1項の規定による障害児施設医療費の支給の決定							○	児童相談所長
20	同法第27条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定による児童の措置							○	児童相談所長
21	同法第29条の規定による児童の住所等への立入調査の実施							○	児童相談所長
22	同法第30条の2の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収							○	児童相談所長
23	同法第31条の規定による在留期間の延長							○	児童相談所長
24	同法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可						○		
25	同法第35条第7項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認						○		
26	同法第46条第1項の規定による報告の徴収及び関係者への質問又は施設への立入検査の実施							○	総合事務所長
27	同法第46条第3項の規定による必要な改善の勧告及び命令							○	総合事務所長
28	同法第46条第4項の規定による事業の停止の命令						○		
29	同法第57条の2第1項の規定による障害児施設給付費等の額に相当する金額の徴収							○	
30	同法第57条の2第2項の規定による指定知的障害児施設等に対する返還請求等							○	
31	同法第57条の3第1項の規定による障害児の保護者等に対する報告等の命令等							○	児童相談所長
32	同法第57条の4の規定による官公署に対する文書の閲覧等の要求等							○	児童相談所長
33	同法第58条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取り消し						○		

		34	同法第9条第1項の規定による施設の設置者等からの報告の徴収又は事業所等への立入調査の実施						○	総合事務所長
		35	同法第9条第3項の規定による施設の設備又は運営の改善その他の勧告						○	総合事務所長
		36	同法第9条第4項の規定による勧告に従わなかった旨の公表					○		
		37	同法第9条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令					○		
		38	同法第9条第7項の規定による市町村長への通知					○		
		39	同法附則第3条の3の2第1項の規定による障害児施設給付費等の支給の決定						○	児童福祉所長
		40	同法附則第3条の3の2第2項の規定による重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等の支給の決定						○	児童福祉所長
四	児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)に基づく知事の権限に属する事務(子ども発達支援課の事務に係るものに限る。)	1	同令第38条の規定による児童福祉施設の実地の検査						○	総合事務所長
五	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和29年鳥取県条例第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条の規定による鳥取県立社会福祉施設の利用の許可 (一) 鳥取県立皆成学園の利用に係るもの (二) 鳥取県立総合療育センターの利用に係るもの (三) 鳥取県立鳥取療育園の利用に係るもの (四) 鳥取県立中部療育園の利用に係るもの						○	皆成学園長 総合療育センター院長 鳥取療育園長 中部療育園長
六	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則(平成18年鳥取県規則第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第6条の規定による手数料の減免						○	

略									
長 寿 社 会 課	二 介護保険 法(平成9 年法律第 123号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (は城連合 の長に委任 したものを 除く。)	95 同法第05条こ いて準用する医療 法(昭和23年法律 第205号)第8条の 2第2項及び第9 条の規定による変 更の届出、事業の 廃止、休止若しく は再開の届出又は 開設者の死亡若し くは失そうの届出 の受理							○ 総合事務所長
	略								
略									
四 略									
五 民生委員 法(昭和23 年法律第 198号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第4条の規 定による民生委員 の定数の決定			○					
	2 同法第5条第1 項の規定による民 生委員の推薦			○					
	3 同法第7条の規 定による民生委員 の再推薦の命令及 び推薦		○						
	4 同法第11条第1 項の規定による民 生委員の解任届の具 申			○					
	5 同法第17条第1 項の規定による民 生委員の指導監督							○	総合事務所長
	6 同法第18条の規 定による民生委員 の指導訓練に關す る計画の樹立			○					
	7 同法第18条の規 定による民生委員 の指導訓練の実施							○	総合事務所長
	8 同法第20条第1 項の規定による民 生委員協議会を組 織すべき区域につ いての決定			○					
六 略									
七 その他の 事務	1 民生委員及び児 童委員に委嘱され た者に交付する証 明書に關する事務 (一) 証明書の交 付 (二) 証明書の書 換え交付 (三) 証明書の再 交付			○					
	2 民生委員及び児 童委員に対する知 事感謝状の授与			○					

略									
長 寿 社 会 課	二 介護保険 法(平成9 年法律第 123号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (は城連合 の長に委任 したものを 除く。)	95 同法第05条こ いて準用する医療 法(昭和23年法律 第205号)第8条の 2第2項及び第9条の 規定による変更の届 出、事業の廃止、 休止若しくは再開 の届出又は開設者 の死亡若しくは失 そうの届出の受理							○ 総合事務所長
	略								
略									
四 略									
五 略									
医 療 政 策 課	一 医療法 (昭和23年 法律第205 号)に基 づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第4条第1 項の規定による地 域医療支援病院と 称することの承認			○				
	2 同法第6条の3 第1項の規定によ							○	総合事務所長

る病院等の情報の報告の受理								
3 同法第6条の3第2項の規定による病院等の情報の変更の報告の受理							○	総合事務所長
4 同法第6条の3第4項の規定による市町村等に対する情報の提供の請求							○	総合事務所長
5 同法第6条の3第5項の規定による病院等の情報の報告事項の公表							○	総合事務所長
6 同法第6条の3第6項の規定による病院等開設者に対する報告又は是正命令							○	総合事務所長
7 同法第7条第1項の規定による病院等の開設の許可 (一) 一の総合事務所の所管区域内における診療所又は助産所に係るもの (二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
8 同法第7条第2項の規定による病院の病床数等の変更の許可及び同条第3項の規定による診療所の病床の設置又は病床数等の変更の許可 (一) 病院に係るもの (1) 重要なもの (2) (1)以外のもの イ 一の総合事務所の所管区域内におけるもの ロ イ以外のもの (二) 診療所又は助産所に係るもの (1) 一の総合事務所の所管区域内におけるもの (2) (1)以外のもの							○	総合事務所長
9 同法第8条の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理							○	総合事務所長
10 同法第8条の2第2項の規定による病院等の休止等の届出の受理 (一) 診療所又は助産所の休止等の届出に係るもの (二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
11 同法第12条第1項ただし書の規定による病院等の開								

	設者が他の者にその管理をさせる場合の許可 (一) 一の総合事務所の所管区域内に係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
12	同法第12条第2項の規定による病院等を管理する医師等が他の病院等の管理者となる場合の許可 (一) 当院診療所又は助産所が当該医師等の管理する診療所又は助産所の所在地を所管する総合事務所の所管区域外に所在する場合に係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
13	同法第12条の2の規定による地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理							○		
14	同法第15条第3項によるエックス線装置を備えたとき等に係る病院又は診療所の管理者からの届書の受理								○	総合事務所長
15	同法第16条ただし書の規定による病室に医師を値直させないことの許可							○		
16	同法第18条ただし書の規定による病院等に専属の薬剤師を置かないことの許可 (一) 診療所に係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
17	同法第23条の2の規定による病院等又は療養病棟を有する診療所の開設者に対するその人員の増員命令又はその業務の全部若しくは一部の停止命令 (一) 一の総合事務所の所管区域外における診療所に係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
18	同法第24条第1項の規定による病院等の開設者に対する病院等の施設の使用の制限等の命令 (一) 診療所又は助産所の施設に係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
19	同法第27条の規								○	総合事務所長

	定による病院等の構造設備の検査の実施及び許可証の交付								
20	同法第28条の規定による病院等の管理者の変更の命令 (一) 診療所又は助産所の施設に係るもの (二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
21	同法第29条第1項の規定による病院等の開設の許可の取消し及び閉鎖の命令	○							
22	同法第29条第2項の規定による病院の病床数等の変更、診療所に療養病床を設置すること等の許可の取消し	○							
23	同法第29条第3項の規定による地域医療支援病院と称することの承認の取消し	○							
24	同法第30条の規定による処分を受けた者に対する弁明の機会の付与 (一) 同法第24条第1項又は第28条に規定する処分を受けた者に係るもの (二) 同法第29条第1項又は第3項に規定する処分を受けた者に係るもの (三) (一)及び(二)以外の処分を受けた者に係るもの			○					
25	同法第30条の11の規定による病院の開設等に関する勧告	○							
26	同法第35条第1項の規定による公的医療機関の開設者等に対する同項に規定する事項の命令及び同法第2項の規定による公的医療機関の開設者に対するその運営についての指示		○						
27	同法第42条の2第1項の規定による社会医療法人の設立の認定	○							
28	同法第44条第1項の規定による医療法人の設立の認可	○							
29	同法第44条第3項の規定による財団法人たる医療法人の名称等の決定		○						

30	同法第46条の2 第1項ただし書の 規定による医療法 人の理事を1人又 は2人とすること の認可			○				
31	同法第46条の3 第1項ただし書の 規定による医療法 人の理事長を医師 又は歯科医師でな い理事のうちから 選出することの認 可			○				
32	同法第46条の4 第5項の規定によ る医療法人の仮理 事の選任			○				
33	同法第46条の4 第6項の規定によ る医療法人の特別 代理人の選任			○				
34	同法第47条第1 項ただし書の規定 による病院等の管 理者の一部を医療 法人の理事に加え ないことの認可			○				
35	同法第50条第1 項の規定による医 療法人の定款又は 審判行為の変更の 認可	○						
36	同法第50条第3 項の規定による医 療法人の定款又は 審判行為の変更の 届出の受理			○				
37	同法第52条第1 項の規定による医 療法人の事業報告 書等の届出の受理			○				
38	同法第55条第6 項の規定による医 療法人の解散の認 可	○						
39	同法第55条第8 項の規定による医 療法人の解散の届 出の受理			○				
40	同法第56条の6 の規定による医療 法人の清算人の氏 名等の届出の受理			○				
41	同法第56条の11 の規定による医療 法人の清算の結了 の届出の受理			○				
42	同法第56条の12 第4項の規定によ る裁判所への意見 の陳述			○				
43	同法第57条第4 項の規定による医 療法人の合併の認 可	○						
44	同法第58条第1 項の規定による医 療法人に対する報 告の要求及び事務 所への立入検査の			○				

	実施								
	45 同法第34条第1項の規定による医療法人に対する必要な措置をとるべき旨の命令	○							
	46 同法第34条第2項の規定による医療法人に対する業務の全部又は一部の停止の命令及び役員解任の勧告	○							
	47 同法第34条の2の規定による社会医療法人に対する収益業務の停止の命令	○							
	48 同法第35条又は第36条の規定による医療法人の設立の認可の取消し	○							
	49 同法第37条第1項の規定による弁明の機会の付与 (一) 同法第44条第1項、第55条第6項及び第57条第4項の規定による認可をしない処分を受けた者に係るもの (二) (一)以外の処分を受けた者に係るもの	○ ○							
二 医療施設	1 同令第3条の3の規定による病棟数等の届出の受理						○		総合事務所長
に基づく知事 の権限に属 する事務	2 同令第4条第1項の規定による病院を開設した者、医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したものの若しくは助産師でない者で助産所を開設したもからの住所等の変更の届出の受理、同条第2項の規定による診療所に病棟を設けた者からの病棟数等の変更の届出の受理又は同条第3項の規定による診療所を開設した医師等若しくは助産師からの届け出た事項の変更の届出の受理						○		総合事務所長
	3 同令第4条の2の規定による診療所又は助産所の開設の許可を受けた者からの開設年月日等の届出の受理又は届け出た事項の変更の届出の受理						○		総合事務所長
	4 同令第5条の12の規定による登記の届出の受理		○						
	5 同令第5条の13の規定による医療法人の役員に変更		○						

	があった旨の届出の受理								
三 医療法施行規則（昭和29年厚生省令第50号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条の規定による病院等の情報に係る知事への報告の方法等の決定						○		
四 医師法（昭和23年法律第201号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第5項の規定による医師の免許の取消しの処分に係る者に対する意見の聴取		○						
	2 同法第7条第11項の規定による医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取		○						
五 歯科医師法（昭和23年法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第5項の規定による歯科医師の免許の取消しの処分に係る者に対する意見の聴取		○						
	2 同法第7条第11項の規定による歯科医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取		○						
六 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第3項の規定による歯科技工士の氏名、住所等の届出の受理							○	総合事務所長
	1の2 同法第8条第2項の規定による歯科技工士の処分についての厚生労働大臣への具申		○						
	2 同法第21条の規定による歯科技工所の開設の場所等の届出の受理若しくは届け出た事項の変更の届出の受理又は歯科技工所の休止若しくは廃止若しくは再開の届出の受理							○	総合事務所長
	3 同法第24条の規定による歯科技工所の開設者に対する構造設備の改善の命令							○	総合事務所長
	4 同法第25条の規定による歯科技工所の全部又は一部の使用の禁止		○						
	5 同法第26条第1項第4号の規定による歯科技工の業又は歯科技工所に關して広告する事項の許可			○					
	6 同法第27条第1項の規定による歯科技工所の開設者若しくは管理者等に対する報告の命令又は歯科技工所への立入り及び清							○	総合事務所長

		潔保持の状況等の 検査の実施								
七	歯科技工 法の一部を 改正する法 律（昭和57 年法律第1 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法附則第2条 の規定による歯科 技工士試験の実施			○					
八	診療放射 線技師法 （昭和26年 法律第226 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第9条第2 項の規定による診 療放射線技師の処 分についての厚生 労働大臣への具申			○					
		2 同法第28条第2 項の規定による照 射録の提出の要求 及び照射録の検査 の実施						○	総合事務所長	
九	行政事務 の簡素合理 化及び整理 に関する法 律（昭和58 年法律第33 号）附則第 5条第6項 の規定によ りなほその 効力を有す ることとさ れる同法第 22条の規定 による改正 前の診療放 射線技師及 び診療エツ クス線技師 法（昭和26 年法律第 226号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第27条第2 項の規定による照 射録の提出の要求 及び照射録の検査 の実施						○	総合事務所長	
十	あん摩マ ッサージ指 導員（はり 師、きゅう 師）に関す る法律（昭 和22年法律 第217号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同法第8条の規 定による施術者に 対する業務に関す る指示						○	総合事務所長	
		2 同法第9条の2 の規定による施術 所の開設者の氏名 等若しくはその変 更の届出の受理又 は施術所の休止若 しくは廃止若しく は休止した施術所 の再開の届出の受 理						○	総合事務所長	
		2の2 同法第9条 の4の規定による 住所地又は施術所 の所在地が鳥取県 の区域外にある施 術者が鳥取県に滞 在して業務を行う 旨の届出の受理							○	総合事務所長
		3 同法第10条第1 項の規定による施 術者等に対する報 告の要求又は施術 所の臨検若しくは 検査の実施							○	総合事務所長
		4 同法第11条第2 項の規定による施						○	総合事務所長	

		術所の使用制限若しくは禁止又は改善若しくは措置の命令								
		5 同法第12条の2第2項において準用する同法第8条の規定による医薬類似行為を業として行うことができる者等に対する業務に関する指示							○	総合事務所長
		6 同法第12条の2第2項において準用する同法第9条の2の規定による施術所の開設者の氏名等若しくはその変更の届出の受理又は施術所の休止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理							○	総合事務所長
		7 同法第12条の2第2項において準用する同法第10条第1項の規定による医薬類似行為を業として行うことができる者等に対する報告の要求又はその行為をする所の臨検若しくは検査の実施							○	総合事務所長
		8 同法第12条の2第2項において準用する同法第11条第2項の規定による施術所の使用制限若しくは禁止又は改善若しくは改造の命令							○	総合事務所長
		9 同法第12条の3の規定による医薬類似行為を業とする者の業務の停止及び禁止		○						
十一	あん摩 マンサージ 指圧師、はり師、きゆうりゅう師等に関する法律第9条の2第1項の規定による施術者の届出を した旨の証明書 の交付に関する規則（平成4年鳥取県規則第7号） に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務							○	総合事務所長
十二	臨床検査技師に関する法律（昭和33年法律第76号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条第2項の規定による臨床検査技師又は衛生検査技師の処分 （平成13年法律第76号）に基づき 厚生労働大臣への具申		○						
		2 同法第20条の3第1項の規定による衛生検査所の登録		○						

	3	同法第20条の4第1項の規定による衛生検査所の登録の変更			○					
	4	同法第20条の5の規定による衛生検査所の開設者からの報告の命令			○					
	5	同法第20条の5第1項の規定による衛生検査所の立入検査						○		総合事務所長
	6	同法第20条の6の規定による衛生検査所の開設者に対する指示			○					
	7	同法第20条の7の規定による衛生検査所の登録の取消し等			○					
十三 臨床検査師等に関する法律施行規則(昭和43年厚生省令第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第13条の規定による登録証明書の交付			○					
	2	同令第14条第2項の規定による登録証明書への記載及びその交付			○					
	3	同令第18条第1項の規定による登録証明書の書換交付			○					
	4	同令第19条第1項の規定による登録証明書の再交付			○					
十四 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第8条の規定による准看護師の免許			○					
	2	同法第12条第5項(同法第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定による准看護師免許証の交付			○					
	3	同法第14条第2項の規定による戒告、業務の停止又は免許の取消し			○					
	4	同法第14条第3項の規定による准看護師免許の再免許			○					
	5	同法第15条の2第2項の規定による再教育研修の受講命令			○					
	6	同法第15条の2第4項の規定による准看護師籍への登録			○					
	7	同法第15条の2第5項の規定による再教育研修修了登録簿の交付			○					
	8	同法第18条の規定による准看護師試験の実施			○					

		9 同法第22条第2号の規定による准看護師養成所の指定	○						
十五 保健師 助産師看護 師法施行令 (昭和28年 政令第386 号) に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	同令第6条第2項の規定による准看護師免許証の書換交付	○						
	2	同令第7条第2項の規定による准看護師免許証の再交付	○						
	3	同令第20条において準用する第3条第1項の規定による准看護師養成所の存続等の変更の承認	○						
	4	同令第20条において準用する第16条の規定による准看護師養成所の指定の取消し	○						
十六 鳥取県 保健師助産 師看護師法 施行細則 (昭和66年 度鳥取県規 則第8号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1	同規則第10条第1項第3号の規定による助言指導者の指定	○						
	2	同規則第11条に規定する集合研修の実施	○						
	3	同規則第12条第1項の規定による課題研修修了報告書の受理	○						
	4	同規則第12条第2項の規定による課題研修修了証の交付	○						
	5	同規則第13条第1項の規定による個別研修修了計画書の受理	○						
	6	同規則第13条第4項の規定による個別研修修了計画書の変更命令	○						
	7	同規則第14条第1項の規定による個別研修修了報告書の受理	○						
	8	同規則第14条第4項の規定による個別研修修了証の交付	○						
	9	同規則第15条の規定による再教育研修に関する必要事項の決定	○						
	10	同規則第18条の規定による再教育研修修了登録証の書換交付	○						
	11	同規則第19条の規定による再教育研修修了登録証の再交付	○						
	12	同規則第20条の規定による再教育研修修了登録証返	○						

		納書の受理							
十七	鳥取県 立看護専門学校 の設置及び管理に関する 条例（平成 7年鳥取県 条例第4 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同条例第3条の 規定による入学の 許可 （一）鳥取看護専 門学校に係るもの （二）倉吉総合看護 専門学校に係 るもの							○ 鳥取看護専 門学校校長 ○ 倉吉総合看護 専門学校校長
		2 同条例第5条の 規定による授業 料、入学料及び入 学選抜手数料の減 免 （一）鳥取看護専 門学校に係るもの （二）倉吉総合看護 専門学校に係 るもの							○ 鳥取看護専 門学校校長 ○ 倉吉総合看護 専門学校校長
		3 同条例第6条の 規定による休学、 退学又は復学の許 可 （一）鳥取看護専 門学校に係るもの （二）倉吉総合看護 専門学校に係 るもの							○ 鳥取看護専 門学校校長 ○ 倉吉総合看護 専門学校校長
		4 同条例第7条の 規定による除籍の 決定 （一）鳥取看護専 門学校に係るもの （二）倉吉総合看護 専門学校に係 るもの							○ 鳥取看護専 門学校校長 ○ 倉吉総合看護 専門学校校長
		5 同条例第8条の 規定による訓告、 停学又は退学の処 分 （一）鳥取看護専 門学校に係るもの （二）倉吉総合看護 専門学校に係 るもの							○ 鳥取看護専 門学校校長 ○ 倉吉総合看護 専門学校校長
十八	鳥取県 立鳥取看護 専門学校学 則（昭和62 年鳥取県規 則第3号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 全ての事務						○ 鳥取看護専 門学校校長	
十九	鳥取県 立倉吉総合 看護専門学 校学則（昭 和62年鳥取 県特別第4 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 全ての事務						○ 倉吉総合看護 専門学校校長	
二十	鳥取県 立歯科衛生 専門学校の 設置及び管 理に関する 条例（昭和 39年鳥取県	1 同条例第3条の 規定による入学の 許可						○ 歯科衛生専門 学校校長	
		2 同条例第7条の 規定による授業 料、入学選抜手数	○						

	条例第15号)に基づく知事の権限に属する事務	料及び入学料の免除													
二十一	鳥取県立歯科衛生専門学校(昭和57年鳥取県規則第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務									○				歯科衛生専門学校長
二十二	看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第36号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第12条第4項の規定による看護師等確保促進者の氏名等の届出の受理及びその変更の届出の受理						○							
		2 同法第12条第5項の規定による看護師等確保促進者の変更の命令						○							
		3 同法第14条第1項の規定による都道府県ナースセンターの指定						○							
		4 同法第14条第4項の規定による都道府県ナースセンターの名称等の変更の届出の受理						○							
		5 同法第17条第1項又は第2項の規定による都道府県ナースセンターの事業計画書及び収支予算書又は事業報告書及び収支決算書の受理						○							
		6 同法第18条の規定による都道府県ナースセンターに対する命令						○							
		7 同法第19条第1項又は第2項の規定による都道府県ナースセンターの指定の取消し						○							
二十三	救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の規定による救急病院等の認定						○							
二十四	柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第18条第1項の規定による柔道整復師に対する業務に関する指示										○			総合事務所長
		2 同法第19条の規定による施術所の開設の場所等若しくはその変更の届出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理										○			総合事務所長

		3 同法第21条第1項の規定による施術所の開設者等に対する報告の要求又は施術所への立入検査								○	総合事務所長
		4 同法第22条の規定による施術所の使用制限若しくは禁止又は改善若しくは措置の命令								○	総合事務所長
	二十五 死体解體保存法(昭和24年法律第204号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条第1項の規定による死体の保存の許可								○	総合事務所長
	二十六 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第3項の規定による歯科衛生士の氏名、住所等の届出の受理								○	総合事務所長
医療指導課	一 高齢者の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第44条第4項の規定による前期高齢者給付金及び延滞金の滞納処分								○	
		2 同法第31条第1項の規定による医師等に対する報告等の命令又は質問								○	
		3 同法第31条第2項の規定による療養の給付等を受けた者に対する報告等の命令又は質問								○	
		4 同法第36条第1項の規定による保険医療機関等及び保険医等に対する指導								○	
		5 同法第72条第1項の規定による保険医療機関等に対する報告等の命令、保険医療等の開設者等に対する出頭等の要求又は関係者に対する質問若しくは設備等の検査								○	
		6 同法第72条第3項の規定による保険医療機関等に対して処分が必要と認めるときの大臣への通知								○	
		7 同法第30条の規定による指定訪問看護事業者及び看護師等に対する指導								○	
		8 同法第31条第1項の規定による指定訪問看護事業者等に対する報告等の命令若しくは出頭等の要求又は関係者に対する質問若								○	

											しくは機華等の検査
											9 同法第31条第3項の規定による指定訪問看護事業者に対して処分が必要と認めるときの大臣への通知
											10 同法第24条において準用する第44条第4項の規定による後期高齢者支援金及び応帯金の滞納処分
											11 同法第33条第2項の規定による後期高齢者医療広域連合が同法の規定による給付以外の給付をする場合等の協議
											12 同法第34条第2項の規定による保険者からの業務に関する報告の徴収又は実地検査の実施
											13 同法第32条第1項の規定による支払基金等からの業務等に関する報告の徴収又は実地検査の実施
											二 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく知事の権限に属する事務
											1 同法第12条の規定による市町村が一部負担金の割合を減じる場合等の協議
											2 同法第24条の4の規定による国民健康保険組合の仮理事の選任
											3 同法第24条の5の規定による国民健康保険組合の特別代理人の選任
											4 同法第27条第2項の規定による組合会の規約の変更等の議決の認可
											5 同法第32条の2第2項の規定による国民健康保険組合の残余財産の処分の許可
											6 同法第32条の7第1項の規定による清算人の氏名等の届出の受理
											7 同法第32条の7第2項の規定による清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理
											8 同法第32条の11第4項の規定による裁判所の意見の陳述
											9 同法第32条の12の規定による清算終了の届出の受理

			<p>10 同法第41条(同法第2条第6項、第3条第3項及び第4条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による保険医療機関等に対する療養の給付等に関する指導</p>		○										
			<p>11 同法第45条第3項(同法第2条第6項、第3条第3項及び第4条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による療養の給付に要する費用の額についての別段の定めをなす契約の締結の認可</p>	○											
			<p>12 同法第45条の2第1項(同法第2条第6項、第3条第3項及び第4条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者等に対する報告等の命令若しくは出頭等の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査</p>	○											
			<p>13 同法第45条の2第5項(同法第2条第6項、第3条第3項及び第4条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による保険医療機関等に対して処分が必要と認めるときの大臣への通知</p>	○											
			<p>14 同法第44条の2の2(同法第44条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による指定訪問看護事業者等に対する指導</p>	○											
			<p>15 同法第44条の2の3第1項(同法第44条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による指定訪問看護事業者等に対する報告等の命令若しくは出頭等の要求、関係者に対する質問又は帳簿書類等の検査</p>	○											
			<p>16 同法第44条の2の3第3項(同法第44条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による指定訪問看護事業者に対して処分が必要と認めるときの大臣への通知</p>	○											

	17 同法第88条第1項の規定による審査委員の数の決定	○							
	18 同法第88条第2項の規定による委員の委嘱	○							
	19 同法第89条第1項の規定による審査委員会が行う保険医療機関等又は特定承認医療機関等に対する報告の請求等の承認	○							
	20 同法第14条第1項の規定による医師等に対する報告等の命令又は質問	○							
	21 同法第14条第2項の規定による療養の給付等を受けた者に対する報告等の命令又は質問	○							
三 医療法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第2項の規定による往診のみによって診療に従事する医師等に対する報告の命令又は検査のための診療録等の提出要求							○	総合事務所長
	2 同法第25条第1項の規定による病院等の開設者等に対する報告の命令及び病院等への立入検査の実施							○	総合事務所長
	3 同法第26条第2項の規定による病院等の開設者等に対する診療録その他の物件の提出の命令 (一) 診療所又は助産所に係るもの (二) (一)以外のもの		○						○
四 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく知事の権限に属する事務(畜産課の所掌事務に係るものを除く。)	1 同法第4条第1項の規定による薬局の開設の許可							○	総合事務所長
	2 同法第4条第2項の規定による薬局の開設の許可の更新							○	総合事務所長
	3 同法第7条第3項ただし書の規定による薬局の管理者の兼業の許可		○						
	4 同法第8条の2第1項の規定による薬局に関する情報の報告の受理							○	総合事務所長
	5 同法第8条の2第2項の規定による薬局に関する情報の変更の報告の受理							○	総合事務所長
	6 同法第8条の2第4項の規定による市町村等に対する情報の提供の請求							○	総合事務所長

7	同法第8条の2第5項の規定による薬局に関する情報の報告事項の公表								○	総合事務所長
8	同法第10条の規定による薬局の廃止等の届出の受理								○	総合事務所長
9	同法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新 (一) 具外の配置販売業者に係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
10	同法第26条第1項の規定による店舗販売業の許可								○	総合事務所長
11	同法第28条第3項ただし書の規定による店舗管理者のはしあの実務従事の許可			○						
12	同法第30条第1項の規定による配器販売業の許可			○						
13	同法第32条の規定による配置従事の届出の受理			○						
14	同法第33条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の交付			○						
15	同法第34条の規定による卸売販売業の許可								○	総合事務所長
16	同法第35条第3項ただし書の規定による営業管理者の営業所外での実務従事の許可			○						
17	同法第36条の4第1項の規定による一般用医薬品の販売等に従事しようとする者が必要な資質を有することを確認するための試験の実施			○						
18	同法第36条の4第2項の規定による医薬品の販売等に従事する者の登録			○						
19	同法第38条において準用する同法第10条の規定による医薬品販売業の廃止等の届出の受理 (一) 具外の配置販売業者に係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
20	同法第39条第2項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸								○	総合事務所長

業の許可									
21 同法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新								○	総合事務所長
22 同法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理								○	総合事務所長
23 同法第40条において準用する同法第10条の規定による医療機器の販売業又は賃貸業の廃止等の届出の受理								○	総合事務所長
24 同法第39条の規定による薬局開設等に対する報告の命令又は薬局等への立入り及びその構造設備等の検査若しくは関係者に対する質問若しくは医薬品等の取去の実施 (一) 製造販売業者、製造業者（これらの者のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者を除く。）及び県外の配置販売業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長
25 同法第70条の規定による医薬品等の廃棄等の措置の命令及び廃棄等の実施			○						
26 同法第71条の規定による医薬品等の検査を受けるべきことの命令			○						
27 同法第72条第3項又は第4項の規定による薬局等の構造設備の改善又はその使用の禁止の命令 (一) 製造業に係るもの (二) 修理業に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの			○	○				○	総合事務所長
28 同法第72条の2の規定による業務体制の整備の命令 (一) 県外の配置販売業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長
29 同法第72条の3の規定による薬局開設者に対する報告又は是正命令								○	総合事務所長
30 同法第72条の4第1項の規定による業務運営の改善									

	の命令 (一) 県外の配置販売業に係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長
31	同法第72条の4第2項の規定による違反の是正の命令 (一) 県外の配置販売業によるもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長
32	同法第73条の規定による薬局等の管理者の変更の命令 (一) 県外の配置販売業に係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長
33	同法第74条の規定による配置販売業者に対する違反行為をした配置員による配置販売の業務の停止の命令又はその配置員に対する配置販売の業務の停止の命令		○						
34	同法第75条第1項の規定による薬局の開設の許可等の取消し及びその業務の停止の命令 (一) 配置販売業に係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長
35	同法第75条第2項の規定による医薬品等の製造販売業者等の処分についての厚生労働大臣への具申	○							
36	同法第76条の規定による処分等の相手方等に対する弁明及び有利な証拠の提出の機会の供与 (一) 配置販売業に係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長
37	同法第76条の6の規定による指定薬物である疑いがある物品の検査等の命令		○						
38	同法第76条の7の規定による指定薬物の廃棄等の措置の命令		○						
39	同法第76条の8の規定による指定薬物又はその疑いがある物品を取扱う者に対するの報告又はその店舗等への立入り及びその関係者等の検査若しくは関係者							○	総合事務所長

	に対する質問の実施							
四の二 業事	1 同法第30条第1項の規定による既存配置販売業者の配置販売業の許可		○					
法の一部を改正する法律（平成8年法律第89号）による改正前の業事に基づく知事の権限に属する事務（畜産課の研修事務に係るものを除く。）								
五 業事法施行令（昭和36年政令第11号、以下この号において「令」という。）	1 同法第12条第1項の規定による製造販売業の許可（同条第2項の規定によるその更新を含む。） （一） 薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの （二） 令第30条第2項第1号に係るもの		○				○	総合事務所長
第30条の規定より知事が行うこととされた業事に基づく事務								
	2 同法第13条第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による製造業の許可（同条第3項の規定によるその更新を含む。） （一） 薬局製造販売医薬品の製造に係るもの （二） 令第30条第2項第3号に係るもの		○				○	総合事務所長
	3 同法第14条第1項の規定による医薬品等の製造販売の承認 （一） 薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの （二） 令第30条第2項第5号に係るもの		○				○	総合事務所長
	4 同法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による調査		○					
	5 同法第14条第9項の規定による医薬品等の製造販売の承認に係る事項の一部変更の承認（同条第10項の規定による軽微な変更の届出の受理を含む。） （一） 薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの （二） 令第30条第2項第5号に係るもの		○				○	総合事務所長
	6 同法第14条の9第1項の規定による医薬品等の製造販売の届出の受理（同条第2項の規							

	定による変更の届出の受理を含む。） （一）薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るもの （二）化粧品品の製造販売業者に係るもの							○	総合事務所長
7	同法第17条第4項又は第38条の2第2項において準用する同法第7条第3項の規定による医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造管理者の兼業の許可							○	
8	同法第9条の規定による製造所の廃止等の届出の受理 （一）薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの （二）令第30条第2項第2号及び第4号に係るもの							○	総合事務所長
9	同法第40条の2第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による医療機器の修理業の許可（第40条の2第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定によるその更新を含む。）							○	
10	同法第40条の3において準用する同法第19条第2項の規定による事業所の廃止等の届出の受理							○	
11	同法第38条の2第1項の規定による生物由来製品の製造管理者の設置の承認							○	
12	同法第72条第1項の規定による医薬品等の製造販売業者の品質管理若しくは製造販売後安全管理の方法の改善の命令又は業務の停止の命令							○	
13	同法第72条第2項の規定による医薬品等の製造販売業者又は製造業者の品質管理若しくは品質管理の方法の改善の命令又は業務の停止の命令							○	
14	同法第72条の4第1項の規定による製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に対する業務								

								○	総合事務所長
								○	総合事務所長
15	同法第72条の4第2項の規定による製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に対する違反の是正の命令 （一）薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの （二）令第80条第2項第2号及び第4号に係るもの							○	総合事務所長
16	同法第73条の規定による製造販売業の総括製造販売責任者等の変更命令 （一）薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの （二）令第80条第2項第2号及び第4号に係るもの							○	総合事務所長
17	同法第74条の2の規定による医薬品等の承認の取消し等 （一）薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの （二）令第80条第2項第6号に係るもの							○	総合事務所長
18	同法第75条第1項の規定による製造販売業者若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可の取消し又はその業務の停止の命令 （一）薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの （二）令第80条第2項第4号の規定による医療機器の修理業者に係るもの （三）令第80条第2項第2号又は第4号の規定による製造販売業者又は製造業者に係るもの							○	総合事務所長
19	同法第77条の4の3の規定による製造販売業者又は製造業者の回収の報告の受理 （一）薬局製造販売医薬品の製造							○	総合事務所長

		販売業者及び製造業者に係るもの											
		(二) 令第30条第2項第2号及び第4号に係るもの											
		20 同法第30条第1項の規定による調査											
六	薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務（富産課の所掌事務に係るものを除く。）	1 同令第2条の薬局の取扱処方せん数の届出の受理								○	総合事務所長		
		2 同令第45条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸貸業の許可証の書換交付 (一) 県外の設置販売業に係るもの (二) (一)以外のもの									○	総合事務所長	
		3 同令第46条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸貸業の許可証の再交付 (一) 県外の設置販売業に係るもの (二) (一)以外のもの										○	総合事務所長
七	薬事法施行令第30条の規定による知事が行うこととされた薬事法施行令に基づく事務	1 同令第5条又は第12条（同令第5条において準用する場合を含む。）の規定による製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換交付 (一) 薬局製造販売医薬品の製造販売業及び専造業に係るもの (二) (一)以外のもの									○	総合事務所長	
		2 同令第6条又は第13条（同令第5条において準用する場合を含む。）の規定による製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付 (一) 薬局製造販売医薬品の製造販売業及び専造業に係るもの (二) (一)以外のもの										○	総合事務所長
八	薬事法施行規則（昭和66年厚生省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第11条の2の規定による薬局開設者の報告の方法等の決定									○		
		2 同令第15条の4第2項の規定による郵便等販売の届出の受理										○	総合事務所長
		3 同令第39条の8										○	

		第2項の規定による販売従事登録証の交付							
	4	同令第59条の9の規定による販売従事登録事項の変更届の受理		○					
	5	同令第59条の10第4項の規定による販売従事登録の消除		○					
	6	同令第59条の11の規定による販売従事登録証の書換え交付		○					
	7	同令第59条の12の規定による販売従事登録証の再交付		○					
八の二	業事	1 同令第59条の規定による既存配置販売業者の配置販売品目の変更又は追加の申請の受理 (一) 県外の配置販売業に係るもの (二) (一)以外のもの		○				○	総合事務所長
九	鳥取県薬事法施行細則(昭和三十七年鳥取県規則第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条の規定による配置販売業取扱品目変更指定書等の交付 (一) 県外の配置販売業に係るもの (二) (一)以外のもの		○				○	総合事務所長
		2 同規則第11条の規定による登録販売者試験の合格証明書等の交付		○					
十	薬師法(昭和33年法律第146号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条第3項の規定による薬師の免許の取消し等の必要がある旨の具申		○					
十一	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録						○	総合事務所長
		2 同法第4条第4項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新						○	総合事務所長
		3 同法第6条の2の規定による特定毒物研究者の許可		○					
		4 同法第7条第3項(同法第22条第4項において準用する場合を含む。)の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受理						○	総合事務所長

5 同法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施	○						
6 同法第10条第1項の規定による毒物又は劇物販売業者の氏名等の変更等の届出の受理						○	総合事務所長
7 同法第10条第2項の規定による特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出の受理		○					
8 同法第15条の3の規定による廃棄物の回収等の必要な措置の命令 (一) 毒物又は劇物の販売業に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○	総合事務所長
9 同法第17条第2項(同法第22条第4項において準用する場合を含む。)の規定による毒物劇物販売業者等からの報告の徴収又はこれらの者の店舗等への立入り及び閲覧等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の取去						○	総合事務所長
10 同法第19条第1項又は第3項の規定による毒物若しくは劇物の販売業の登録を受けている者の有する設備に係る措置の命令及び毒物又は劇物の販売業の毒物劇物取扱責任者の変更の命令						○	総合事務所長
11 同法第19条第2項又は第4項の規定による登録又は許可の取消し及び業務の停止の命令 (一) 毒物又は劇物の販売業に係るもの (二) 特定毒物研究者に係るもの			○			○	総合事務所長
12 同法第21条の規定による毒物又は劇物販売業者等からの現に所有する特定毒物の品名等の届出の受理 (一) 毒物又は劇物の販売業に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○	総合事務所長
13 同法第22条第1項から第3項までの規定による業務上シアン化ナトリウム等を取り扱う者の氏名等の届出の受理						○	総合事務所長
14 同法第22条第4						○	総合事務所長

		項において準用する同法第15条の3の規定による業務上シアン化ナトリウム等を取り扱う者に対する廃棄物の回収等の必要な措置の命令								
		15 同法第22条第4項において準用する同法第19条第3項の規定による業務上シアン化ナトリウム等を取り扱う者に対する毒物劇物取扱責任者の変更命令							○	総合事務所長
		16 同法第22条第6項の規定による違反者に対する必要な措置の命令							○	総合事務所長
	十二 毒物及 び劇物取締 法施行令 (昭和30年 政令第261 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同令第11条、第13条、第6条、第8条、第22条、第24条又は第28条の規定による特定毒物の使用者又は実施の指導者の指定							○	
		2 同令第30条第2号イの規定による燻蒸作業の場所の指定							○	
		3 同令第35条の規定による登録票又は許可証の書換え交付 (一) 販売業者の登録票に係るもの (二) 製造業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証に係るもの							○	総合事務所長
		4 同令第36条の規定による登録票又は許可証の再交付 (一) 販売業者の登録票に係るもの (二) 製造業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証に係るもの							○	総合事務所長
		5 同令第36条の2第1項の規定による毒物劇物営業者等の登録票等の受理 (一) 販売業者の登録票に係るもの (二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
		6 同令第36条の2第2項の規定による業務停止の期間満了後の登録票等の交付 (一) 販売業者の登録票に係るもの (二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
	十三 毒物及	1 同法第4条第1							○	

ひしん毒物取締法施行令第36条の7の規定により知事が行うこととされている毒物及び毒物取締法に基づく事務	項の規定による製剤製造業者等の登録								
	2 同法第4条第4項の規定による登録の更新		○						
	3 同法第7条第3項の規定による毒物毒物取扱責任者の氏名の届出の受理		○						
	4 同法第9条第1項の規定による製剤製造業者等の登録の変更		○						
	5 同法第10条第1項の規定による氏名等の変更等の届出の受理		○						
	6 同法第17条第1項の規定による毒物毒物製造業者等からの報告の徴収又はこれらの者の製造所等への立入り及び検査等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の取没		○						
	7 同法第19条第1項の規定による登録を受けている毒物毒物製造業又は輸入業者等の有する設備に係る措置の命令		○						
	8 同法第19条第2項の規定による毒物毒物製造業等の登録の取消し	○							
	9 同法第19条第3項の規定による毒物毒物製造業等の毒物毒物取扱責任者の変更の命令		○						
	10 同法第19条第4項の規定による毒物毒物製造業等の登録を受けている者の登録等の取消し等		○						
	11 同法第21条第1項の規定による現に所有する特定毒物の品名等の届出の受理		○						
十四 麻薬及び向精神薬取締法（昭和48年法律第14号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による麻薬製造業者等の免許		○						
	2 同法第9条第2項の規定による麻薬製造業者等の免許証の書換交付		○						
	3 同法第10条第1項の規定による麻薬製造業者等の免許証の再交付		○						
	4 同法第29条の規定による麻薬の廃棄の届出の受理						○		総合事務所長

5 同法第35条第3項の規定による麻薬卸売業者等が所有し又は管理する麻薬について生じた事故の状況の厚生労働大臣への報告		○					
6 同法第46条第2項の規定による麻薬卸売業者が最初に所有した麻薬の品名等の厚生労働大臣への報告		○					
7 同法第50条第1項の規定による向精神薬卸売業者等の免許		○					
8 同法第50条の4において準用する同法第9条第2項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の書換交付		○					
9 同法第50条の4において準用する同法第10条第1項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の再交付		○					
10 同法第50条の5第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録		○					
11 同法第50条の7において準用する同法第9条第2項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の書換交付		○					
12 同法第50条の7において準用する同法第10条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付		○					
13 同法第50条の22第2項の規定による向精神薬卸売業者等が所有する向精神薬について生じた事故の状況の厚生労働大臣への報告		○					
14 同法第50条の24第3項の規定による向精神薬試験研究施設設置者が前年中に輸入した向精神薬の品名等の厚生労働大臣への報告		○					
15 同法第50条の26第4項の規定による薬局開設者等から別段の申出があった旨等の公示		○					
16 同法第50条の28第1項の規定による麻薬卸売業者等		○					

	からの報告の徴収及び麻薬業務所等への立入検査、関係者への質問又は麻薬等の収去の実施								
17	同法第0条の39の規定による向精神薬の保管方法の変更等の命令		○						
18	同法第0条の40の規定による向精神薬業務所の構造設備の改善の命令及び当該業務所の使用の禁止の決定		○						
19	同法第0条の41の規定による向精神薬取扱責任者の変更の命令		○						
20	同法第1条第1項の規定による麻薬卸売業者等の免許の取消し及び麻薬に関する業務又は研究の停止の命令		○						
21	同法第1条第2項の規定による向精神薬卸売業者等の免許の取消し及び向精神薬に関する業務の停止の命令		○						
22	同法第1条第3項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の取消し		○						
23	同法第8条の2第2項の規定による麻薬中毒者であると医師が診断された者の氏名等の厚生労働大臣への報告		○						
24	同法第8条の6第1項、第4項及び第8項の規定による麻薬中毒者等の診察の命令、当該診察に立ち会う職員の決定及び麻薬中毒者の厚生労働大臣への報告		○						
25	同法第8条の8第1項及び第6項の規定による麻薬中毒者の入院の決定及び措置入院者の選定又は入院期間の決定の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知		○						
26	同法第8条の9第2項において準用する同法第8条の8第6項の規定による措置入院者の入院期間の延長の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知		○						
27	同法第8条の11		○						

		の規定による措置入院者の所持品の保管の実施							
		28 同法第38条の12第1項本文の規定による措置入院者の退院の決定		○					
		29 同法第38条の15の規定による麻薬中毒者医療施設の行った医師についての審査等の事務の委託		○					
		30 同法第38条の16の規定による麻薬中毒者医療施設の管理者への報告の請求及び懲罰記録等の実地検査の実施並びに麻薬中毒者医療施設に対する診療報酬の支払の一時差止めの命令及び一時差止め		○					
		31 同法第39条の4の規定による入院に要する費用の徴収		○					
十五 あへん法（昭和29年法律第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第44条第2項の規定によるけし戒告者等からの報告の徴収及びけし戒告地等への立入検査、関係者への質問又はあへん等の取去の実施		○					
	2	同法第44条第6項の規定によるけし戒告者の許可の取消しについての大臣への具申		○					
十六 大麻取締法（昭和23年法律第124号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条第1項の規定による大麻取扱者の免許		○					
	2	同法第7条第1項の規定による大麻取扱者名簿の登録及び大麻取扱者免許証の交付		○					
	3	同法第10条第3項の規定による大麻取扱者名簿の登録の取消及び同条第6項に規定する免許証の再交付		○					
	4	同法第14条ただし書の規定による大麻の栽培地外への移植の許可		○					
	5	同法第18条の規定による大麻取扱者免許の取消し		○					
	6	同法第21条第1項の規定による栽培地等への立入検査又は大麻の取去の実施		○					
十七 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に基づ	1	同法第3条第1項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定		○					

			く知事の権限に属する事務	2 同法第8条第1項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の取消し及び覚せい剤研究者の研究の停止の命令	○											
				3 同法第9条第1項の規定による覚せい剤製造業者の覚せい剤製造の業務の廃止等の届出の受理及びこれに係る書類の厚生労働大臣への送付	○											
				4 同法第10条第1項又は第2項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤製造業者であった者等の指定証の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤施用機関の開設者であった者等の指定証の受理	○											
				5 同法第10条第3項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による要旨の記載及び指定証の返還	○											
				6 同法第11条（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤製造業者の指定証の再交付の申請書又は旧指定証の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤施用機関の開設者等の指定証の再交付及び旧指定証の受理	○											
				7 同法第12条（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤製造業者の氏名等の変更の届出の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤施用機関等の名称等の変更の届出の受理並びに指定証の訂正及び返還	○											
				8 同法第24条の規定による覚せい剤製造業者等からの現に所有する覚せい剤の品名等の届出又は覚せい剤を譲り渡した者からの譲り渡した覚せい剤の品名等の届出の受理及びこれらの厚生労働大臣への報告	○											
				9 同法第30条の2の規定による覚せい	○											

															い 剤原料取扱者又は は覚せい 剤原料研 究者の指定							
															10 同法第30条の3 の規定による覚せい 剤原料取扱者又は 覚せい 剤原料研 究者の指定の取消 し又は業務若しく は研究の停止の命 令	○						
															11 同法第30条の4 の規定による覚せい 剤原料輸入業者 等の業務の廃止の 届出の受理及び大 臣への送付並びに 覚せい 剤原料取扱 者等の業務の廃止 等の届出の受理		○					
															12 同法第30条の15 第1項の規定によ る覚せい 剤原料輸 入業者等からの覚 せい 剤原料の品名 等の報告の徴収及 び大臣への報告並 びに覚せい 剤原料 取扱者等からの覚 せい 剤原料の品名 等の報告の徴収		○					
															13 同法第30条の15 第2項の規定によ る覚せい 剤原料輸 入業者等からの譲 り渡した覚せい 剤 原料の品名等の報 告の徴収及び大臣 への報告並びに覚 せい 剤原料取扱者 等からの譲り渡し た覚せい 剤原料の 品名等の報告の徴 収		○					
															14 同法第31条の規 定による覚せい 剤 施用機関の開設者 等からの報告の徴 収		○					
															15 同法第32条の規 定による覚せい 剤 施用機関である病 院等への立入り及 び帳簿等の検査、 覚せい 剤等の収去 又は覚せい 剤施用 機関の開設者等に 対する質問の実施		○					
															16 同法第35条第2 項の規定による覚 せい 剤施用機関の 指定		○					
															17 同法第36条の規 定による国の開設 する覚せい 剤施用 機関の管理者から の病院の廃止の届 出等に係る書類又 は覚せい 剤の廃棄 若しくは処分を報 告に係る書類の受 理及びこれらの厚 生労働大臣への送 付		○					
十八 安全な 血液等の	1														同法第10条第4 項及び第5項の規	○						

	安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)に基づく知事の権限に属する事務	定による異献血推進計画の策定及び厚生労働大臣への提出							○											
	十九 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による家庭用品の回収を図ることその他措置を採るべきことの命令 2 同法第7条の規定による報告の徴収又は事務所等への立入検査若しくは家庭用品の取去							○											○ 総合事務所長
健康政策課	一 鳥取県立精神保健福祉センター管理規則(平成3年鳥取県規則第19号)に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務																		○ 精神保健福祉センター所長
	二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)又は同法第4項の規定による医師からの届出の受理 2 同法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による獣医師からの届出の受理																		○ 総合事務所長 ○ 総合事務所長
		3 同法第14条第1項の規定による指定届出機関の指定							○											
		4 同法第14条第2項の規定による指定届出機関の管理者からの届出の受理																		○ 総合事務所長
		5 同法第14条第5項の規定による指定届出機関の指定の取消し							○											
		6 同法第15条第1項の規定による感染症の患者等に対する質問又は調査の実施																		○ 総合事務所長
		7 同法第15条の2第1項の規定による検査所長から通知を受けた者等に対する質問又は調査の実施																		○ 総合事務所長
		8 同法第17条第1項又は第2項の規定による健康診断の受診の勧告又は健康診断の措置の																		○ 総合事務所長

実施										
9 同法第18条第1項の規定による感染症の患者等に対する通知									○	総合事務所長
10 同法第18条第4項の規定による感染症の患者等でないかどうか等の確認									○	総合事務所長
11 同法第18条第5項の規定による協議会の意見聴取									○	総合事務所長
12 同法第18条第6項の規定による協議会への報告									○	総合事務所長
13 同法第19条第1項又は第3項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告又は入院の措置の実施									○	総合事務所長
14 同法第19条第5項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院措置の実施									○	総合事務所長
15 同法第19条第7項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による協議会への報告									○	総合事務所長
16 同法第20条第1項から第4項まで（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告若しくは入院の措置の実施又は入院の期間の延長									○	総合事務所長
17 同法第20条第5項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院期間を延長する場合の協議会の意見聴取									○	総合事務所長
18 同法第24条第5項の規定による協議会委員の任命	○									
19 同法第27条（同法第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による患者がいの場所等の消毒の命令又は市町村に対する消毒の指示等									○	総合事務所長
20 同法第28条（同法第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定によるねずみ族、昆虫等が存在する区域の指定及び駆除の命令又は市町村に対する駆除の指示等									○	総合事務所長

21	同法第29条第1項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による物件の移動の制限等の措置の命令							○	総合事務所長
22	同法第29条第2項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による市町村に対する物件の消毒の指示又は廃棄等の措置の実施							○	総合事務所長
23	同法第30条第1項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による死体の移動の制限又は禁止							○	総合事務所長
24	同法第30条第2項ただし書(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による埋葬の許可							○	総合事務所長
25	同法第31条第1項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による生活の用に供される水の使用等の制限又は禁止の命令	○							
26	同法第32条第1項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建物への立入りの制限又は禁止	○							
27	同法第32条第2項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建物の封鎖その他必要な措置の実施	○							
28	同法第33条(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による交通の制限又は遮断	○							
29	同法第35条第1項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は調査の実施							○	総合事務所長
30	同法第37条の規定による患者等からの医療費用の負担申請の受理及び必要な医療費用の負担の決定							○	総合事務所長
31	同法第37条の2の規定による結核							○	総合事務所長

	患者等からの医療費用の負担申請の受理及び必要な医療費用の負担の決定並びに協議会の意見聴取								
32	同法第38条第2項の規定による第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定		○						
33	同法第38条第2項の規定による結核指定医療機関の指定						○		総合事務所長
34	同法第38条第5項から第7項までの規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指導						○		総合事務所長
35	同法第38条第9項の規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定の取消し		○						
36	同法第40条第3項の規定による診療報酬の額決定			○					
37	同法第40条第5項の規定による診療報酬の額の決定に当たっての審査委員会等の意見の聴取			○					
38	同法第40条第6項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託			○					
39	同法第42条第1項の規定による患者等からの医療費等の支給の申請の受理及び必要な医療費用の負担の決定						○		総合事務所長
40	同法第43条第1項の規定による感染症指定医療機関の管理者に対する報告の請求及び検査の実施			○					
41	同法第43条第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め又は差止め			○					
42	同法第45条第1項又は第2項の規定による新感染症に係る健康診断の実施の勧告又は健康診断の措置の実施						○		総合事務所長
43	同法第46条の規定による入院の勧告若しくは入院の						○		総合事務所長

		措置の実施又は入院の期間の延長										
	44	同法第33条の7の規定による健康診断実施者からの健康診断の受診者の数等の通報又は報告の受理								○	総合事務所長	
	45	同法第33条第4項の規定による費用の徴収								○	総合事務所長	
三	予防接種 法（昭和三十九年法律第8号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による臨時の予防接種の施行及びその施行の命令 (一) 継続に係るもの (二) (一)以外のもの									○	保健所長
四	らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による親族の保護									○	
2 同法第8条の規定による費用の徴収											○	
五	らい予防法の廃止に関する法律第6条に規定する措置に関する政令（平成8年政令第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条第2項、第6項、第7項又は第10項の規定による措置の要否等の決定、被保護者の生活状態の調査、措置の変更の決定、措置の停止若しくは廃止の決定又は要保護者の居住の場所への立入調査の実施									○	
2 同令第2条第9項の規定による被保護者に対する指導及び指示											○	
3 同令第3条の規定による費用の徴収											○	
六	栄養士法（昭和三十二年法律第45号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条の規定による栄養士の免許									○	
2 同法第5条の規定による栄養士免許の取消し											○	
3 同法第5条の規定による栄養士等の名称の使用の停止											○	
七	栄養士法（昭和四十八年政令第231号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による栄養士免許の訂正交付									○	
2 同法第5条の規定による栄養士免許証の書換交付											○	
3 同法第6条の規定による栄養士免許証の再交付											○	
八	健康増進法（平成4年法律第103号）に基づく事務	1 同法第26条第2項の規定による特別用途表示の許可申請書の厚生労働大臣への進達									○	

環境 立 県 推 進 課	略										
	略										
	略										
	略										
経 営 支 援 課	十四 農業経 営基盤強化 促進法(昭 和66年法律 第6号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	略	2 同法第6条第5 項の規定による農 業経営基盤強化促 進基本構想の策定 又は変更に係る同 意								
		略									
	略										
	略										

別表第3(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)
 行財政改革局、地域づくり支援局、子育て支援推進局、健康医療局、くらしの安心局、経済産業課、雇用人
 材室、産業振興課、市場開発科、森林・林業室、農林総合研究及び水産振興局の個別事務に係る事務処
 理権限

所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称	
		専 決 権 者				委 任 代 理 者					
		知事	部長	局長	課長	地方機 関の長	部長	局長	課長		地方機 関の長
人 事 企 画 課	一 地方公務 員に基づく 知事の権 限に属する 事務	4 同法第26条の2第 1項の規定による職 員の修学部分休業の 承認 (一) 部長等(総連 監及び部長又はこ れに相当する職の 職員をいう。以下 人事企画課が負 か、(二)及び 及び総合事務所長 に係るもの (二)~(四) 略									
		略									
業 務 効 率 推 進 課	二 鳥取県事 務処理権 限に基づく 知事の権 限に属する 事務	1 同規則第4条第8 項及び第10項の規定 による課長官長等 の専決させる事 務の受理									○
		2 略									
略											
略											

環境 立 県 推 進 課	略										
	略										
	略										
経 営 支 援 課	十四 農業経 営基盤強化 促進法(昭 和66年法律 第6号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	略	2 同法第6条第6 項の規定による農 業経営基盤強化促 進基本構想の策定 又は変更に係る同 意								
		略									
	略										
	略										

別表第3(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)
 行財政改革局、地域づくり支援局、子育て支援推進局、健康医療局、くらしの安心局、経済産業課、雇用人材室、産業振
 興課、市場開発科、森林・林業室、農林総合研究及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権
 限

所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称	
		専 決 権 者				委 任 代 理 者					
		知事	部長	局長	課長	地方機 関の長	部長	局長	課長		地方機 関の長
人 事 企 画 課	一 地方公務 員に基づく 知事の権 限に属する 事務	4 同法第26条の2第 1項の規定による職 員の修学部分休業の 承認 (一) 部長等(総連 監又はこれに相当 する職の職員をい う。以下人事企画 課が負か、(二)及 及び総合事務所長 に係るもの (二)~(四) 略									
		略									
業 務 効 率 推 進 課	二 鳥取県事 務処理権 限に基づく 知事の権 限に属する 事務	1 同規則第4条第7 項及び第10項の規 定による課長官長等 の専決させる事 務の受理									○
		2 略									
略											
略											

																			号)に基づく 知識の権 限に属する 事務	2 同法第10条第2項 (同法第5条第5項 及び第4条第5項こ のまてて適用される場 合を含む。)の規定 による認認の申請に 係る公告												○	総合事務所 長													
																			3 同法第25条第3項 の規定による定款の 変更の認認																				○	総合事務所 長						
																			4 同法第11条第2項 の規定による特定非 営利活動法人の解散 の認認																						○	総合事務所 長				
																			5 同法第22条第2項 の規定による残余財 産の譲渡の認認																							○	総合事務所 長			
																			6 同法第34条第3項 の規定による特定非 営利活動法人の合併 の認認																								○	総合事務所 長		
																			7 同法第11条第1項 の規定による業務若 しくは財産の状況に 関する報告の徴収又 は立入検査の実施																									○	総合事務所 長	
																			8 同法第22条の規定 による特定非営利活 動法人に対する改善 命令																									○	総合事務所 長	
																			9 同法第13条第1項 及び第2項の規定こ よる特定非営利活動 法人の設立の認認部 の取消し																										○	総合事務所 長
																																							二 鳥取県非 営利活動促進 法施行規則 第14号) に基づき知 事の権限に 属する事務	1 同規則第7条第3 項の規定による規程を 行わない日の指定 (一) 協働型労働進 課の所管に係るもの (二) (一)以外のもの						
2 同規則第7条第4 項の規定による規程 の中止の命令 (一) 協働型労働進 課の所管に係るもの (二) (一)以外のもの																																												○	総合事務所 長	
子 育 て 支 援 課	一 児童福祉 法(昭和22 年法律第 164号)に 基づき知事 の権限に属 する事務 (青少年・ 家庭及び 子ども発達 支援課の所 掌事務に係 るものを除 く。)	1 同法第8条の8第 2項の規定による保 育士試験の実施																																		○										
		2 同法第8条の18第 1項の規定による保 育士の登録																																			○									
		3 同法第8条の18第 3項の規定による保 育士登録の交付																																				○								
		4 同法第8条の19第 1項の規定による保 育士の登録の取消し																																				○								
		5 同法第8条の19第 2項の規定による保 育士の登録の取消し 又は保育士の名称の 使用の禁止命令																																				○								
		6 同法第8条の20の 規定による保育士の																																				○								
子 育 て 支 援 課	一 児童福祉 法に基づ き知事 の権限に 属する事 務(子ども 発達支援 課の所掌 事務に係 るものを 除く。)	1 同法第6条の3第 1項の規定による里 親の認定																																			○									
		2 同法第11条第4項 の規定による親 への情報の提供等の 業務に係る事務の委任																																				○								
		3 同法第17条第4項 の規定による児童 委員の指導監督																																						○	総合事務所 長					
		4 同法第8条の8第 2項の規定による保 育士試験の実施																																					○							
		5 同法第8条の18第 1項の規定による保 育士の登録																																					○							
		6 同法第8条の18第 3項の規定による保 育士登録の交付																																						○						

登録の削除																
7 同法第20条第1項の規定による療育の給付													○	総合事務所長		
8 同法第21条の3第1項の規定による診療内容及び診療報酬の額の決定							○									
9 同法第21条の3第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託							○								○	
10 同法第21条の4第1項の規定による指定療育機関の管理者に対する報告の要求及び診療報酬の検査							○									○ 総合事務所長
11 同法第21条の4第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め				○												
12 同法第21条の5の規定による医療の給付等																○ 総合事務所長
13 同法第21条の10の4の規定による市町村長への通知																○ 総合事務所長
14 同法第20条の2の規定による児童の保護に関する指示及び報告の徴収 (一) 町中及び区域に所在する保育所の長に係るもの (二) 市に区域に所在する保育所の長に係るもの																○ 総合事務所長
15 同法第35条第3項の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の設置の届出の受理							○									
16 同法第35条第4項の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の設置の認可							○									
17 同法第35条第6項の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の廃止又は休止の届出の受理											○					
18 同法第35条第7項の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の廃止又は休止の承認							○									
19 同法第36条第1項の規定による報告の徴収及び関係者への質問又は立入検査の実施（保育所に係るものに限る。）																○ 総合事務所長
20 同法第36条第3項の規定による必要な改善の勧告及び命令（保育所に係るものに限る。）																○ 総合事務所長
21 同法第36条第4項の規定による事業の停止の命令（保育所							○									
7 同法第18条の19第1項の規定による保育士の登録の取直し																○
8 同法第18条の19第2項の規定による保育士の登録の取消し又は保育士の名称の使用の停止命令																○
9 同法第18条の20の規定による保育士の登録の削除																○
10 同法第20条第1項の規定による療育の給付																○ 総合事務所長
11 同法第21条の3第1項の規定による診療内容及び診療報酬の額の決定											○					
12 同法第21条の3第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託											○					
13 同法第21条の4第1項の規定による指定療育機関の管理者に対する報告の要求及び診療報酬の検査																○
14 同法第21条の4第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め																○
15 同法第21条の5の規定による医療の給付等																○ 総合事務所長
16 同法第21条の10の4の規定による市町村長への通知																○ 総合事務所長
17 同法第22条第1項の規定による児童福祉施設における児童の実施																○ 福祉事務所長
18 同法第22条第1項の規定による母子生活支援施設における保護																○ 福祉事務所長
19 同法第25条の7第1項第3号及び第2項第4号、第25条の8第4号並びに第26条第1項第5号の規定による児童自立生活援助の実施の報告の受理																○ 児童相談所長
20 同法第27条第1項、第2項及び第5項並びに第27条の2第1項の規定による児童の措置等																○ 児童相談所長
21 同法第27条の3の規定による家庭裁判所への送致																○ 児童相談所長
22 同法第28条の規定による保護者から隔離の措置																○ 児童相談所長
23 同法第29条の規定による児童の住居等への立入調査の実施及び処分を証明する																○ 児童相談所長

	に係るものに限る。)																			
	22 同法第36条第2項の規定による費用(同法第30条第5号に規定する費用に限る。)の徴収									○	総合事務所長									
	23 同法第36条第5項の規定による図様機関支ほうべき旨の命令									○	総合事務所長									
	24 同法第36条第7項の規定による図様機関支ほうに付した額の徴収									○	総合事務所長									
	25 同法第36条第8項の規定による資料(同法第30条第5号に規定する費用に係るものに限る。)の徴収等									○	総合事務所長									
	26 同法第38条の規定による児童福祉施設(保育所に限る。)の設置の認可の取消し								○											
	27 同法第39条第1項の規定による施設(届出保育施設等(同法第38条の規定により認可を取り消されたものを含む。以下子育て支援の項において同じ。))に限る。)の設置者等からの報告の徴収又は事務所等への立入調査の実施									○	総合事務所長									
	28 同法第39条第3項の規定による施設(届出保育施設等に限る。)の整備又は運営の改善その他の勧告										○	総合事務所長								
	29 同法第39条第4項の規定による報告に付した旨の公表(届出保育施設等に係るものに限る。)										○	総合事務所長								
	30 同法第39条第5項の規定による事業の停止又は施設閉鎖の命令(届出保育施設等に限る。)										○	総合事務所長								
	31 同法第39条の2第1項及び第2項の規定による届出の受理										○	総合事務所長								
	32 同法第39条の2の5第1項の規定による報告の受理										○	総合事務所長								
	33 同法第39条の2の5第2項の規定による公表										○	総合事務所長								
二 児童福祉法施行令(第23号)に基づき知事の権限に属する事務(青少年	1 同法第38条の規定による児童福祉施設(保育所に限る。)の築地の検査										○	総合事務所長								

証書の交付																						
	24 同法第30条第1項及び第2項の規定による同居児童の届出の受理																			○	児童相談所長	
	25 同法第30条の2の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収 (一) 市町村区域に所在する児童福祉施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の長に係るもの (二) 市の区域に所在する児童福祉施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の長に係るもの (三) 小規模住居型児童養育事業を行う者、里親(同法第31条第1項第3号の規定により委託を受けた里親に限る。)及び(一)及び(二)以外の児童福祉施設の長並びに同法第30条第1項に規定する者に係るもの														○					○	総合事務所長	
	26 同法第31条の規定による在留期間の延長																				○	児童相談所長
	27 同法第33条第2項の規定による児童の一時保護																				○	児童相談所長
	28 同法第33条第4項の規定による一時保護期間の延長																				○	児童相談所長
	29 同法第33条の6第1項の規定による児童自立支援活動事業を行う者への委託及び併設等の権限等																				○	児童相談所長
	30 同法第33条の6第2項の規定による申込書の受理																				○	児童相談所長
	31 同法第33条の6第3項の規定による連絡及び調整																				○	児童相談所長
	32 同法第33条の6第4項の規定による申込みの届出																				○	児童相談所長
	33 同法第33条の6第5項の規定による情報の提供																				○	児童相談所長
	34 同法第33条の14第1項の規定による事実確認のための措置																				○	児童相談所長
	35 同法第33条の14第2項の規定による保護を図るための措置																				○	児童相談所長
	36 同法第33条の14第3項の規定による通知の受理																				○	児童相談所長
	37 同法第33条の15第1項の規定による通知の受理																				○	児童相談所長

年・家庭課及び子ども発達支援課の所掌事務に係るものを除く。）																							
三 児童福祉法（昭和23年厚生省令第11号）に基づき知事の権限に属する事務（青少年・家庭課の所掌事務に係るものを除く。）	1 同法第6条の36の規定による保育士登録簿の訂正																			○			
	2 同法第7条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設（保育所に限る。）に係る変更の届出の受理																			○	総合事務所 長		
四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項及び第2項の規定による認定																			○			
	2 同法第3条第3項の規定による公示																				○		
	3 同法第4条第1項の規定による申請の受理																				○		
	4 同法第5条第1項の規定による有効期間の認定																				○		
	5 同法第5条第2項の規定による有効期間の更新の申請の受理																				○		
	6 同法第5条第3項の規定による有効期間の更新																				○		
	7 同法第7条第1項の規定による変更の届出の受理																				○		
	8 同法第8条第1項の規定による運営の状況の報告の受理																				○		
	9 同法第8条第2項の規定による必要な報告の徴収																				○		
	10 同法第10条第1項の規定による認定の取消し																				○		
	11 同法第10条第2項の規定による認定の取消しの公表																				○		
	12 同法第10条第3項の規定による公示の取消し																				○		
五 社会福祉法（昭和23年法律第111号）に基づく知事の権限に属する事務（子育て応援課の所掌事務に係るものを除く。）	1 福祉増進法（昭和47年法律第5号）及び児童福祉法（昭和23年法律第111号）に基づく子育て応援課の所掌事務に係るものを除く。）																				○	総合事務所 長	
	2 福祉増進法（昭和47年法律第5号）及び児童福祉法（昭和23年法律第111号）に基づく子育て応援課の所掌事務に係るものを除く。）																					○	
六 災害被災児童に対する支援に係る事務	1 市尹市への助成に係る事務																				○	総合事務所 長	
38 同法第33条の15第2項の規定による児童福祉協議会への報告																						○	
39 同法第33条の16の規定による措置等の公表																						○	
40 同法第34条の3の規定による児童自立生活援助事業又は小規模福祉型児童養育事業に係る届出の受理																						○	児童相談所 長
41 同法第34条の4第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施																						○	児童相談所 長
42 同法第34条の5の規定による事業の制限又は停止の命令																						○	
43 同法第34条の11の規定による一時停止の事業に係る届出の受理																						○	
44 同法第34条の13第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施																						○	
45 同法第34条の13第3項の規定による措置命令																						○	
46 同法第34条の13第4項の規定による事業の制限又は停止の命令																						○	
47 同法第34条の14の規定による家庭内保育事業に係る届出の受理																						○	
48 同法第34条の16第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施																						○	
49 同法第34条の16第3項の規定による措置命令																						○	
50 同法第34条の16第4項の規定による事業の制限又は停止の命令																						○	
51 同法第34条の18の規定による養育管理名簿の作成																						○	
52 同法第34条の19第2項の規定による養育管理名簿からの抹消																						○	
53 同法第35条第3項の規定による児童福祉施設等の設置の届出の受理																						○	
54 同法第35条第4項の規定による児童福祉施設等の設置の認可																						○	
55 同法第35条第6項の規定による児童福祉施設等の廃止又は休止の届出の受理																						○	

	の指導の実施																	
	3 同法第9条第3項の規定による訪問指導を行う旨の通知												○					総合事務所 長
	4 同法第20条第1項の規定による養育医療の給付及び養育医療に要する費用の支給												○					総合事務所 長
	5 同法第20条第5項の規定による養育医療を担当させる機関の指定												○					総合事務所 長
	6 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項の規定による指定養育施設規則の指定の取消し												○					
	7 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第1項の規定による診療内容の審査及び診療報酬の額の決定												○					総合事務所 長
	8 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託												○					総合事務所 長
	9 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4第1項の規定による指定養育施設規則の管理者に対する報告の要求及び診療報酬の検査												○					総合事務所 長
	10 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め												○					
	11 同法第21条の4の規定による養育医療の給付に要する費用の全部又は一部の徴収																	○ 総合事務所 長
十三 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則（平成17年鳥取県規則第29号）に基づく知事権限に属する事務	1 同規則第3条第1項の規定による医療給付等の措置に要する費用を支払うべき旨の命令																	○ 総合事務所 長
	2 同規則第3条第2項の規定による医療給付等の措置に要する費用を支払うべき旨の命令（医療の給付を受ける者が同一生計内に2人以上いるときに限る。）																	○ 総合事務所 長
	3 同規則第4条第2項の規定による所得税減額等についての調査																	○ 総合事務所 長
	4 同規則第5条第1項の規定による支払義務者及び支給額の決定並びにその額を支払うべき旨の命令																	○ 総合事務所 長
65	同法第28条の規定による児童福祉施設の設置認可の取消し												○					
66	同法第29条第1項の規定による施設の設置者等からの報告の徴収又は事務所等への立入調査の実施 (一) 届出保育施設等に係るもの（同法第28条の規定により認可を取り消されたものを含む。以下育ち支援センターの項の一において同じ。） (二) (一)以外のもの																	○ 総合事務所 長
67	同法第29条第3項の規定による施設の設備又は運営の改善その他の報告 (一) 届出保育施設等に係るもの (二) (一)以外のもの																	○ 総合事務所 長
68	同法第29条第4項の規定による施設に付された旨の公表 (一) 届出保育施設等に係るもの (二) (一)以外のもの																	○ 総合事務所 長
69	同法第29条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令 (一) 届出保育施設等に係るもの (二) (一)以外のもの																	○ 総合事務所 長
70	同法第29条の2第1項及び第2項の規定による届出の受理																	○ 総合事務所 長
71	同法第29条の2の5第1項の規定による報告の受理																	○ 総合事務所 長
72	同法第29条の2の5第2項の規定による公表																	○ 総合事務所 長
二 児童福祉法施行令に基づく知事権限に属する事務	1 同令第1条第2項の規定による補助費が必要者の認定																	○ 児童相談所 長
	2 同令第30条の規定による里親の指導員等当職員の指定																	○ 児童相談所 長
	3 同令第33条の規定による居住地域変更の通知																	○ 児童相談所 長
	4 同令第38条の規定による児童福祉施設の廃止の検査 (一) 保育所、母子生活支援施設及び児童厚生施設並びに児童相談所等における児童福祉施設に係るもの (二) 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設																	○ 総合事務所 長

	5 同規則第5条第2項の規定による負担命令の内容の通知																			○	総合事務所長						
	6 同規則第6条第1項の規定による支払額の減額等																				○	総合事務所長					
	7 同規則第6条第3項の規定による負担命令の変更又は取消し及びその旨の通知並びに減額等を行わない旨の通知																					○	総合事務所長				
十四 母体保護法（昭和23年法律第156号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による受胎調節の実世指導を行う者の指定及び同法第2項の規定によるその指定を受ける助産師等に係る講習の認定																						○	総合事務所長			
	2 同法第9条第2項の規定による受胎調節の実世指導を行う者の指定の取消し																							○			
十五 母体保護法施行令（昭和24年政令第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条の規定による講習の認定の取消し																							○			
十六 母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第4項の規定による受胎調節の実世指導を行う者の指定の取消し																							○			
十七 その他の事務	1 保育所運営費国庫負担金に係る保育所の長の設置又は未設置の認定及び民間給与等改定費の加算費の承認 (一) 市の区域に所在する保育所に係るもの (二) 町の区域に所在する保育所に係るもの																								○	総合事務所長	
	2 鳥取県補助金等交付規則第4条に規定する検査及び同規則第8条に規定する審査及び現地調査等（保育所に係るものに限る。）																								○	総合事務所長	
三 児童福祉法施行規則（昭和29年厚生省令第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条の36の規定による保育士登録簿の訂正																								○		
	2 同令第7条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設に属する変更の届出の受理 (一) 町の区域に所在する児童福祉施設に係るもの (二) (一)以外のもの																									○	総合事務所長
	3 1に掲げるもの以外のもの																									○	児童相談所長
四 里親が行う養育に関する最低基準（平成41年厚生労働省令第116号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条第1項の規定による指導又は助言																									○	児童相談所長
	2 同令第4条の規定による報告又は届出の受理																									○	児童相談所長
五 児童虐待の防止等に関する法律（平成27年法律第82号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定による身分を証明する書類の交付																									○	児童相談所長
	2 同法第8条の2第1項の規定による出頭の要求																									○	児童相談所長
	3 同法第8条の2第2項の規定による出頭を求めた際の書面による告知																									○	児童相談所長
	4 同法第8条の2第3項の規定による出頭の求めに応じない場合の立入調査等の実施																									○	児童相談所長
	5 同法第9条第1項の規定による児童の住所等への立入調査等の実施																									○	児童相談所長
	6 同法第9条の2第1項の規定による児童司様の再出頭要求																									○	児童相談所長
	7 同法第9条の3第1項の規定による児童虐待の疑いのある児童の住所等の隠蔽又は当該児童の捜索																									○	児童相談所長
	8 同法第9条の3第2項の規定による臨検又は要親に係る必要の調査等																									○	児童相談所長
	9 同法第9条の3第3項の規定による同条第1項の許可状を請求する際の資料の提出																									○	児童相談所長
	10 同法第9条の3第																									○	児童相談所長

																				5項の規定による同 条第1項の許可状の 交付													長							
																				11 同法第11条第3項 の規定による指導を 受がぬ保護者に対 する報告																				
																				12 同法第11条第4項 の規定による同条第 3項の報告をばな い場合の必要な措置													○	児童相談所 長						
																				13 同法第2条の4第 1項の規定による保 護者へのいりやゝ等 の禁止命令																				
																				14 同法第2条の4第 2項の規定によるい りやゝ等の禁止命令 の期間の更新																				
																				15 同法第2条の4第 3項の規定による聴 聞の実施																				
																				16 同法第2条の4第 4項の規定による命 令書の交付																				
																				17 同法第2条の4第 6項の規定による命 令の取消し																				
																				18 同法第13条の規 定による児童福祉司 等からの意見の聴取																○	児童相談所 長			
																				19 同法第13条の4の 規定による児童福祉 審議会への報告																				
	六	売野止上																		1 同法第14条第2項 の規定による要保護 女子の保護更生のた めの必要な措置																	○	婦人相談所 長		
		法 (平成01 年法律第1 8号) に基 づく知事 の権限に 属する 事務																		2 要保護女子の一時 保護の決定																	○	婦人相談所 長		
	七	配偶者か らの暴力の 防止及び被 害者の保護 に関する法 律 (平成3 年法律第1 1号) に基 づく知事 の権限に 属する 事務																			1 同法第3条第3項 の規定による配偶者 からの暴力の防止及 び被害者の保護のた めの必要な措置																	○	中部総合事 務所長 西部総合事 務所長 婦人相談所 長	
		2 被害者の一時保護 の決定																		2 被害者の一時保護 の決定																	○	婦人相談所 長		
	八	母子及び 寡婦福祉法 (平成00年 法律第129 号) に基 づく知事 の権限に 属する 事務																			1 同法第3条第1項 及び第3項 (同法第 32条第1項に基 づいて準用する場 合を含む。) の規 定による資金の貸 付の決定																		○	総合事務所 長
		2 同法第14条 (同法 第22条第3項に 基づいて準用する 場合を含む。) の 規定による母子 福祉団体に 対する資金の 貸付の決定																		2 同法第14条 (同法 第22条第3項に 基づいて準用する 場合を含む。) の 規定による母子 福祉団体に 対する資金の 貸付の決定																		○		
		3 同法第22条第1項 (同法第30条第4 項に基づいて準用 する場合を含む。) の規定による母子 生活支援事業を行 う者に対する報告の																		3 同法第22条第1項 (同法第30条第4 項に基づいて準用 する場合を含む。) の規定による母子 生活支援事業を行 う者に対する報告の																			○	

		する教育訓練の指定													
		10 同令第30条の規定による資格の決定							○						
十	児童扶養手当法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第1項の規定による受給資格及び手当の額の認定					○								
		2 同法第8条の規定による手当の額の改定					○								
		3 同法第14条の規定による支給の停止					○								
		4 同法第15条の規定による支給の一時差止め					○								
		5 同法第16条の規定による未支給手当の支給の決定					○								
		6 同法第19条の規定による調問、書類等の提出の命令及び診断の命令					○								
		7 同法第20条の規定による資料の提供要求等					○								
		8 同法第21条の規定による手当の支払の調整					○								
十一	社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務（子育て支援給付金の事務に係るものに限る。）	1 福祉法第8条の1の8、10及び12に掲げる事務	○												
		2 福祉法第7条の1の7、9及び1の(二)に掲げる事務				○									
十二	災害救助法第5条第5号及び災害救助法施行規則第5条第5号に基づく知事の権限に属する事務	1 市町村への助成に係る事務										○	総合事務所 所長		
十三	鳥取県立保育専門学校及び管理に関する条例（昭和50年鳥取県条例第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による入学の許可										○	保育専門学 学院長		
		2 同条例第7条の規定による授業料、入学費手数料及び入学料の減免										○	保育専門学 学院長		
十四	鳥取県立保育専門学校学則（昭和59年鳥取県規則第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務										○	保育専門学 学院長		

十五 学校 教育に基 づく知事 の権限に 属する事 務（私立 幼稚園に 係るもの （青少年 ・文教課 の所管事 務に係るも のを除く。） に限る。）	1 同法第4条第1項の規定による私立学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可	○															
	2 同法第10条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理			○													
	3 同法第3条の規定による私立学校の閉鎖の命令		○														
十六 私立学 校に基 づく知事 の権限に 属する事 務（私立 幼稚園に 係るもの （青少年 ・文教課 の所管事 務に係るも のを除く。） に限る。）	1 同法第6条の規定による私立学校に対する教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出の要求			○													
十七 私立学 校の組織 法に基 づく知事 の権限に 属する事 務（私立 幼稚園に 係るもの に限る。）	1 同法第2条第1号の規定による学校教育の業務又は会計の状況に關する報告の徴収等			○													
	2 同法第14条第2項の規定による学校教育の業務増強に關する書類及び収支予算書の届出の受理				○												
	3 同法第14条第3項の規定による監査報告書に記載する事項の指定及び監査報告書の添付を要しない場合の許可					○											
十八 母子保 健法（昭和 40年法律第 141号）に 基づく知事 の権限に 属する事 務	1 同法第18条の規定による2,500グラム未満の乳児の出生の届出の受理														○	総合事務所 長	
	2 同法第9条第1項の規定による未熟児の保護者訪問及びその指導の実施														○	総合事務所 長	
	3 同法第9条第3項の規定による訪問指導を行う旨の通知														○	総合事務所 長	
	4 同法第20条第1項の規定による養育医療の給付及び養育医療に要する費用の支給															○	総合事務所 長
	5 同法第20条第5項の規定による養育医療を担当させる機関の指定				○												
	6 同法第20条第7項に基 づいて 養育医療 を受ける 児童 を指定 する機関 の指定 及びその 取消				○												
	7 同法第20条第7項に基 づいて 養育医療 を受ける 児童 を指定 する機関 の指定 及びその 取消						○										

		定													
		8	同法第20条第7項 において準用する尼 童福祉法第21条の3 第4項の規定による 診療報酬の支払に関 する事務の委託					○							
		9	同法第20条第7項 において準用する尼 童福祉法第21条の4 第1項の規定による 指定養育医療機関の 管理者に対する報告 の要求及び医療従事 者の検査					○							
		10	同法第20条第7項 において準用する尼 童福祉法第21条の4 第2項の規定による 診療報酬の支払の一 時差止め	○											
		11	同法第21条の4の 規定による養育医療 の給付に要する費用 の全部又は一部の徴 収										○	総合事務所 長	
十九	鳥取県 小児慢性特 定疾患治療 研究事業費 負担割合 負担割合 負担割合 負担割合 負担割合 負担割合	1	同規則第3条第1 項の規定による医療 給付等の措置に要す る費用を支払うべき 旨の命令											○	総合事務所 長
		2	同規則第3条第2 項の規定による医療 給付等の措置に要す る費用を支払うべき 旨の命令（医療の給 付を受ける者が同一 生計内に2人以上の るときに限る。）											○	総合事務所 長
		3	同規則第4条第2 項の規定による所得 税課税についての調 査											○	総合事務所 長
		4	同規則第5条第1 項の規定による支払 義務者及び支払額の 決定並びにその額を 支払うべき旨の命令											○	総合事務所 長
		5	同規則第5条第2 項の規定による負担 命令の内容の通知											○	総合事務所 長
		6	同規則第6条第1 項の規定による支払 額の徴収等											○	総合事務所 長
		7	同規則第6条第3 項の規定による負担 命令の変更又は取消 し及びその旨の通知 並びに減額等を行っ た旨の通知											○	総合事務所 長
二十	母体保 護法（昭和 23年法律第 156号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1	同法第55条第1項 の規定による受胎調 節の実行指導を行う 者の指定及び同条第 2項の規定によるそ の指定を受ける助産 師等に係る講習の認 定					○							
		2	同法第55条第2項 の規定による受胎調 節の実行指導を行う 者の指定の取消し	○											

10	同法第29条の規定による児童の住居等への立入調査の実施及び身分を証明する記録の交付									○	児童福祉所長
11	同法第30条第1項及び第2項の規定による同居児童の届出の受理									○	児童福祉所長
12	同法第30条の2の規定による児童の保護ごつての指示及び報告の徴収 (一) 市町村の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設及び児童厚生施設に係るもの (二) 市の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設及び児童厚生施設に係るもの (三) 小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（同法第7条第1項第3号の規定より委託を受けた里親に限る。）、(一)及び(二)以外の児童福祉施設（保育所を除く。）の長並びに同法第30条第1項で規定する者に係るもの						○			○	総合事務所長 児童福祉所長
13	同法第31条の規定による在り期間の延長									○	児童福祉所長
14	同法第33条第2項の規定による児童の一時保護									○	児童福祉所長
15	同法第33条第4項の規定による一時保護期間の延長									○	児童福祉所長
16	同法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助事業を行う者への委託及び相談等の機動等									○	児童福祉所長
17	同法第33条の6第2項の規定による申込書の受理									○	児童福祉所長
18	同法第33条の6第3項の規定による連絡及び調整									○	児童福祉所長
19	同法第33条の6第4項の規定による申込みの削除									○	児童福祉所長
20	同法第33条の6第5項の規定による情報の提供									○	児童福祉所長
21	同法第33条の14第1項の規定による事実確認のための措置									○	児童福祉所長
22	同法第33条の14第2項の規定による保護を図るための措置									○	児童福祉所長
23	同法第33条の14第3項の規定による通知の受理									○	児童福祉所長

24	同法第33条の15第1項の規定による通知の受理								○	児童相談所長
25	同法第33条の15第2項の規定による児童福祉審議会への報告			○						
26	同法第33条の16の規定による措置等の公表		○							
27	同法第34条の3の規定による児童自立生活援助事業又は小規模児童養育事業に係る届書の受理								○	児童相談所長
28	同法第34条の4第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施								○	児童相談所長
29	同法第34条の5の規定による事業の制限又は停止の命令						○			
30	同法第34条の11の規定による一時助成金事業に係る届書の受理							○		
31	同法第34条の13第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施								○	
32	同法第34条の13第3項の規定による措置命令						○			
33	同法第34条の13第4項の規定による事業の制限又は停止の命令						○			
34	同法第34条の14の規定による家庭的保育事業に係る届書の受理							○		
35	同法第34条の16第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施								○	
36	同法第34条の16第3項の規定による措置命令							○		
37	同法第34条の16第4項の規定による事業の制限又は停止の命令						○			
38	同法第34条の18の規定による養育里親名簿の作成								○	
39	同法第34条の19第2項の規定による養育里親名簿からの抹消								○	
40	同法第35条第3項の規定による児童福祉施設（保育所を除く。）の設置の届書の受理			○						
41	同法第35条第4項の規定による児童福祉施設（保育所を除く。）の設置の認可		○							

42 同法第55条第6項の規定による児童福祉施設（保育所を除く。）の廃止又は休止の届出の受理			○						
43 同法第55条第7項の規定による児童福祉施設（保育所を除く。）の廃止又は休止の承認			○						
44 同法第46条第1項の規定による報告の徴収及び関係者への質問又は立入検査の実施 (一) 母子生活支援施設及び児童厚生施設並びに市町村の区域に所在する助産施設に係るもの (二) 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの（保育所に係るものを除く。）								○ 総合事務部長 ○ 児童福祉部長	
45 同法第46条第3項の規定による必要な改善の勧告及び命令 (一) 母子生活支援施設及び児童厚生施設並びに市町村の区域に所在する助産施設に係るもの (二) 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの（保育所に係るものを除く。）								○ 総合事務部長 ○ 児童福祉部長	
46 同法第46条第4項の規定による事業の停止の命令（保育所に係るものを除く。）			○						
47 同法第47条第1項の規定による継承承諾の許可								○ 児童福祉部長	
48 同法第46条第2項の規定による費用（同法第40条第5号に規定する費用を除く。）の徴収 (一)同法第40条第6号及び第6号の3に掲げる費用の徴収 (二) (一)以外のものの								○ 総合事務部長 ○ 児童福祉部長	
49 同法第46条第8項の規定による資産の徴収等（同法第40条第5号に規定する費用の徴収に係るものを除く。） (一) 同法第40条第6号及び第6号の3に掲げる費用並びに同法第21条の5								○ 総合事務部長	

	に規定する医療の給付に要する費用に係るもの (二) (一)以外のもの								○ 児童福祉長
30	同法第8条の規定による児童福祉施設（保育所を除く。）の設置の認可の取消し	○							
51	同法第9条第1項の規定による施設の設置者等からの報告の徴収又は事務所等への立ち調査の実施 (一) 母子生活支援施設及び児童厚生施設並びに町の区域に所在する助産施設に係るもの (二) 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの（保育所に係るものを除く。）				○			○ 総合事務部長 ○ 児童福祉長	
52	同法第9条第3項の規定による施設の設備又は運営の改善その他の報告 (一) 母子生活支援施設及び児童厚生施設並びに町の区域に所在する助産施設に係るもの (二) 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの（保育所に係るものを除く。）				○			○ 総合事務部長 ○ 児童福祉長	
53	同法第9条第4項の規定による報告に違反した旨の公表 (一) 母子生活支援施設及び児童厚生施設並びに町の区域に所在する助産施設に係るもの (二) 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの（保育所に係るものを除く。）				○			○ 総合事務部長 ○ 児童福祉長	
54	同法第9条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令（保育所に係るものを除く。）				○				
二 児童福祉法施行令に基づく知事の特任	1 同令第1条第2項の規定による特任等が必要なる者の認定							○ 児童福祉長	

属する事務 (子育て支援課及び子ども発達支援課の所掌事務に係るものを除く。)	2 同令第30条の規定による里親の指導担当職員指定										○	児童課長
	3 同令第33条の規定による居住地変更の通知										○	児童課長
	4 同令第38条の規定による児童福祉施設の異地の検査 (一) 母子生活支援施設及び児童厚生施設並びに市町村の区域に所在する児童福祉施設に係るもの (二) 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの(保育所に係るものを除く。)										○	総合事務課長
三 児童福祉法施行規則に基づく知事の権限に属する事務 (子育て支援課の所掌事務に係るものを除く。)	1 同令第37条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設に係る変更の届出の受理 (一) 市町村の区域に所在する児童福祉施設及び児童厚生施設に係るもの (二) (一)以外のもの(保育所に係るものを除く。)										○	総合事務課長
	2 1に該当するもの以外のもの										○	児童課長
四 里親が行う養育に関する最低基準(平成4年厚生労働省令第116号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条第1項の規定による指導又は助言										○	児童課長
	2 同令第4条の規定による報告又は届出の受理										○	児童課長
五 児童虐待防止等に関する法律(平成2年法律第82号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定による身分を証明する記載の交付										○	児童課長
	2 同法第8条の2第1項の規定による出頭の要求										○	児童課長
	3 同法第8条の2第2項の規定による出頭を求める際の書面による告知										○	児童課長
	4 同法第8条の2第3項の規定による出頭の求めに応じ、場合の立入調査等の実施										○	児童課長
	5 同法第9条第1項の規定による児童の住所等への立入調査等の実施										○	児童課長
	6 同法第9条の2第1項の規定による児童可半の再出頭要求										○	児童課長

	7	同法第9条の3第1項の規定による児童虐待の疑いのある児童の虐待等の疑念又は当該児童の捜索									○	児童相談所長
	8	同法第9条の3第2項の規定による随検又は捜索に係る必要の調査等									○	児童相談所長
	9	同法第9条の3第3項の規定による同条第11項の許可状を請求する際の資料の提出									○	児童相談所長
	10	同法第9条の3第5項の規定による同条第11項の許可状の交付									○	児童相談所長
	11	同法第1条第3項の規定による指導を受け、保護者に対する勧告				○						
	12	同法第1条第4項の規定による同条第3項の勧告を含むい場合の必要の措置									○	児童相談所長
	13	同法第2条の4第1項の規定による保護者へのヌルキ等の禁止命令				○						
	14	同法第2条の4第2項の規定によるヌルキ等の禁止命令の期間の更新					○					
	15	同法第2条の4第3項の規定による聴聞の実施					○					
	16	同法第2条の4第4項の規定による命令書の交付					○					
	17	同法第2条の4第6項の規定による命令の取消し					○					
	18	同法第3条の規定による児童虐待等からの意見の聴取									○	児童相談所長
	19	同法第3条の4の規定による児童虐待等審査会への報告					○					
六 売都加止法（昭和81年法律第118号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第4条第2項の規定による要保養女子の保養更新のための必要の措置									○	婦人相談所長
	2	要保養女子の一時保養の決定									○	婦人相談所長
七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成3年法律第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条第3項の規定による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための必要の措置									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 婦人相談所長
	2	被害者の一時保養の決定									○	婦人相談所長
八 母子及び寡婦福祉法（昭和89年法律第129号）	1	同法第3条第1項及び第3項（同法第32条第1項において準用する場合を含む）									○	総合事務所長

号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同法第4条(同法第22条第3項を含む。)の規定による母子福祉資金の貸付金の決定									○		
	3 同法第22条第1項(同法第23条第4項を含む。)の規定による母子家庭等日常生活支援事業を行う者に対する報告の請求又は質問若しくは事務所への立入検査の実施						○					
	4 同法第23条(同法第23条第4項を含む。)の規定による母子家庭等日常生活支援事業の制限又は停止の命令						○					
	5 同法第31条の規定による給付金の支給の決定										○	総合事務所長
	九 母子及び寡婦福祉法(昭和49年政令第224号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条(同令第28条を含む。)の規定による修学資金の貸付の停止又は減額の決定										○
	2 同令第2条(同令第28条を含む。)の規定による修学資金等の貸付金の停止の決定										○	総合事務所長
	3 同令第3条(同令第28条を含む。)の規定による資金の貸付金の停止の決定										○	総合事務所長
	4 同令第5条第1項第3号(同令第28条を含む。)の規定による母子福祉団体に対する承認						○					
	5 同令第5条第2項第1号(同令第28条を含む。)の規定による母子福祉団体からの報告の徴収及び事務所等への立入検査の実施										○	
	6 同令第6条(同令第28条を含む。)の規定による貸付金の一時徴収の決定 (一) 母子福祉団体に係るもの (二) (一)以外のもの										○	○ 総合事務所長
	7 同令第7条(同令第28条を含む。)の規定による差引金の徴収金額の決定 (一) 母子福祉団体										○	

		に係る違約金に係るもの (二) (一)以外のもの												○	総合事務所長	
		8 同令第9条(同令第28条において準用する場合を含む。)の規定による償還金の支払いの猶予の決定 (一) 母子福祉団体に係る償還金に係るもの (二) (一)以外のもの												○	総合事務所長	
		9 同令第29条の規定による給付金を支給する教育訓練の指定													○	総合事務所長
		10 同令第30条の規定による資格の決定												○		
十 児童扶養手当法に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第6条第1項の規定による受給資格及び手当の額の認定												○		
	2	同法第8条の規定による手当の額の改定												○		
	3	同法第4条の規定による支給の停止												○		
	4	同法第5条の規定による支払の一時差止め												○		
	5	同法第6条の規定による未支払手当の支払の決定												○		
	6	同法第29条の規定による質問、書類等の提出の命令及び診断の命令												○		
	7	同法第30条の規定による資料の提供要求等												○		
	8	同法第31条の規定による手当の支払の調整												○		
十一 社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務(青少年・家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	1	福祉保健課の真の8、10及び12に掲げる事務												○		
	2	福祉保健課の真の7、9及び11の(二)に掲げる事務												○		
十二 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第8条の規定による優良図書等の推奨												○		
	2	同条例第9条の2に基づく青少年健全育成協力員の委嘱及び委嘱の取消し												○		
	3	同条例第11条の2第2項に基づく図書類の陳列への助言又は指導												○		
	4	同条例第12条の2第6項の規定による改善指導報告書の提出の命令												○		
	5	同条例第12条の3												○		

		第5項の規定による勧告											
		6 同条例第12条の3第6項の規定による公表	○										
		7 同条例第12条の4第3項に基づく表示票の交付		○									
		8 同条例第13条第1項の規定による有害図書類の指定	○										
		9 同条例第14条の2第1項の規定による有害がらみ具形類の指定	○										
		10 同条例第17条第4項の規定による有害図書類又は有害がらみ具形類の除去等の命令	○										
		11 同条例第17条第5項の規定による自動販売機等による営業の全部又は一部の停止の命令	○										
		12 同条例第17条第6項の規定による自動販売機等の撤去の命令	○										
		13 同条例第17条の3第3項において準用する同条例第12条の4第3項の規定に基づく表示票の交付		○									
		14 同条例第17条の6第3項の規定による利用カードの除去等の命令	○										
		15 同条例第22条第1項の規定による資料の提出の要求又は営業等への立入調査等の実施		○									
		16 同条例第22条第2項の規定による自動販売機の設置場所への立入調査等の実施		○									
		17 同条例第22条第3項の規定による深夜営業施設への立入調査等の実施		○									
十三	その他 の事務	1 鳥取県補助金等交付規程第4条の規定 する検査及び同規程 第8条の規定する審 査及び現地調査等 (一) 町中か区域に 所在する助産施設 及び児童厚生施設 に係るもの (二) (一)以外のも の（保育所に係る ものを除く。）			○							○	総合事務所 長
子 ど も 発 達 支 援 課	1 障害者自 立支援のこ え 基 づく知事 の権限に属 する事務 (子ども発 達支援職の 所掌事務に 係るもの)	1 同法第8条第1項 の規定による自立支 援受給費の給付額に 相当する金額の徴収						○					
		2 同法第8条第2項 の規定による自立支 援受給費の返還命令 等						○					

限る。)

3	同法第9条第1項の規定による障害者等に対する報告等の命令等								○	総合事務所 長
4	同法第10条第1項の規定による自立支援医療を行う者等に対する報告等の命令等								○	
5	同法第11条第1項の規定による自立支援医療に関する障害者等に対する報告等の命令等								○	総合事務所 長
6	同法第11条第2項の規定による自立支援医療に関する自立支援給付対象サービス等を行った者等に対する報告等の命令等								○	総合事務所 長
7	同法第12条の規定による官公署に対する文書の種類等の要求等								○	総合事務所 長
8	同法第29条第3項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の算定								○	総合療育セ ンター所長 協成学園長 鳥取療育館 長 中部療育館 長
9	同法第32条第1項の規定による自立支援医療費の支給認定								○	総合事務所 長
10	同法第4条第2項の規定による障害者等が自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の指定								○	総合事務所 長
11	同法第4条第3項の規定による医療受給者証の交付								○	総合事務所 長
12	同法第6条第2項の規定による支給認定の変更の認定								○	総合事務所 長
13	同法第6条第4項の規定による変更認定に係る事実/医療受給者証への記載等								○	総合事務所 長
14	同法第7条第1項の規定による支給認定の取消し								○	総合事務所 長
15	同法第7条第2項の規定による医療受給者証の返還要求								○	総合事務所 長
16	同法第8条第1項の規定による自立支援医療費の支給			○						
17	同法第6条第1項の規定による指定自立支援医療機関等に対する報告等の命令等								○	
18	同法第6条第3項の規定による自立支援医療費の対面一時差止めの指示等					○				
19	同法第7条第1項								○	

	の規程による報告										
20	同法第7条第2項の規程による公表						○				
21	同法第7条第3項の規程による報告に係る措置の命令						○				
22	同法第7条第4項の規程による公示					○					
23	同法第8条第1項の規程による指定自立支援受給者の指定の取消し等						○				
24	同法第9条の規定による公示					○					
25	同法第3条第1項の規程による診療内容等の審査及び自立支援医療等の額の決定					○					
26	同法第3条第4項の規定による自立支援医療費の支払に関する事務の委託					○					
二 障害者自立支援法施行令に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の研修事務に係るものに限る。）	1 同令第2条第1項の規程による変更に係る届出の受理									○	総合事務所長
	2 同令第3条第1項の規程による因縁受給者の再交付									○	総合事務所長
三 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の研修事務に係るものに限る。）	1 同法第24条の2第1項の規程による指定知的障害児施設等の指定						○				
	2 同法第24条の3第2項の規程による障害児施設給付費の支給の決定									○	児童福祉所長
	3 同法第24条の4第1項の規程による施設給付費の取消し									○	児童福祉所長
	4 同法第24条の4第2項の規程による施設受給者の同意要求									○	児童福祉所長
	5 同法第24条の5の規程により読み替えて適用される同法第24条の2第2項の規定による割合の決定									○	児童福祉所長
	6 同法第24条の6第1項の規程による高額療養費給付費の支給の決定									○	児童福祉所長
	7 同法第24条の7第1項の規程による特定入所障害児食費等給付費の支給の決定									○	児童福祉所長
	8 同法第24条の10第1項の規程による更新									○	
	9 同法第24条の13の規定による変更に係る届出の受理									○	

10	同法第24条の14の 規程による締息に係 る届出の受理								○		
11	同法第24条の15第 1項の規程による指 定施設設置者等に対 する報告等の命令等									○	総合事務所 長
12	同法第24条の16第 1項の規程による勧 告								○		
13	同法第24条の16第 2項の規程による公 表								○		
14	同法第24条の16第 3項の規程による措 置命令								○		
15	同法第24条の16第 4項の規程による公 示			○							
16	同法第24条の17の 規程による指定の取 消し等								○		
17	同法第24条の18の 規程による公示			○							
18	同法第24条の19第 2項の規程によるあ つせん又は調整及び 要請									○	児童福祉所 長
19	同法第24条の20第 1項の規程による障 害児施設医療費の支 給の決定									○	児童福祉所 長
20	同法第27条第1 項、第2項、第6項 及び第7項の規程に よる児童の措置									○	児童福祉所 長
21	同法第29条の規程 による児童の住所等 への立入調査の実施									○	児童福祉所 長
22	同法第30条の2の 規程による児童の保 護についての手続及 び報告の徴収									○	児童福祉所 長
23	同法第31条の規程 による住所変更の延 長									○	児童福祉所 長
24	同法第35条第4項 の規程による児童福 祉施設の設置の認可								○		
25	同法第35条第7項 の規程による児童福 祉施設の廃止又は休 止の承認								○		
26	同法第36条第1項 の規程による報告の 徴収及び関係者への 質問又は施設への立 入検査の実施									○	総合事務所 長
27	同法第36条第3項 の規程による必要な 改善の勧告及び命令									○	総合事務所 長
28	同法第36条第4項 の規程による事業の 停止の命令								○		
29	同法第37条の2第 1項の規程による障								○		

		寄附金給付費等の額に相当する金額の徴収								
	30	同法第7条の2第2項の規定による指定知障害児施設等に対する返還請求等						○		
	31	同法第7条の3第1項の規定による障害児の保護者等に対する報告等の命令等						○	児童福祉課長	
	32	同法第7条の4の規定による官公署に対する文書の提出等の要求等						○	児童福祉課長	
	33	同法第8条の規定による児童福祉施設設置の認可の取消し						○		
	34	同法第9条第1項の規定による施設の設置等からの報告の徴収又は事業所等への立入調査の実施						○	総合事務課長	
	35	同法第9条第3項の規定による施設の設備又は運営の改善その他の勧告						○	総合事務課長	
	36	同法第9条第4項の規定による報告に虚偽があった旨の公表						○		
	37	同法第9条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令						○		
	38	同法第9条第7項の規定による市町村長への通知						○		
	39	同法附則第33条の3の2第1項の規定による障害児施設給付費等の支給の決定						○	児童福祉課長	
	40	同法附則第33条の3の2第2項の規定による重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等の支給の決定						○	児童福祉課長	
四	児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の所掌事務に係るものに限る。）	1 同法第8条の規定による児童福祉施設設置の規制の検査						○	総合事務課長	
五	鳥取県立社会福祉施設の新設及び管理に関する条例（第19号）に基づき知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による鳥取県立社会福祉施設の利用の許可 （一）鳥取県立若狭学園の利用に係るもの （二）鳥取県立総合療育センターの利用に係るもの （三）鳥取県立鳥取療育館の利用に係るもの （四）鳥取県立中部						○	若狭学園長 総合療育センター院長 鳥取療育館長 中部療育館長	

		療養施設の利用に係るもの																		長
	六	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第6条の規定による使用料又は手数料の減免															○	
健康政策課	一	鳥取県立精神保健福祉センター管理規則（平成23年鳥取県規則第9号）に基づく知事の権限に属する事務	1	全ての事務															○	精神保健福祉センター所長
	二	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第2条第1項（同法第6項を含む。）又は同法第4項の規定による医師からの届出の受理															○	総合事務所長
			2	同法第3条第1項（同法第5項を含む。）の規定による関係医師からの届出の受理															○	総合事務所長
			3	同法第4条第1項の規定による指定届出機関の指定													○			
			4	同法第4条第2項の規定による指定届出機関の管理者からの届出の受理															○	総合事務所長
			5	同法第4条第5項の規定による指定届出機関の指定の取消し													○			
			6	同法第5条第1項の規定による感染症の患者等に対する質問又は調査の実施															○	総合事務所長
			7	同法第5条の2第1項の規定による検疫所長から通知を受けた者等に対する質問又は調査の実施															○	総合事務所長
			8	同法第7条第1項又は第2項の規定による健康診断の受診の勧告又は健康診断の措置の実施															○	総合事務所長
			9	同法第8条第1項の規定による感染症の患者等に対する通知															○	総合事務所長
			10	同法第8条第4項の規定による感染症の患者等でふかどろみ等の確認															○	総合事務所長
			11	同法第8条第5項の規定による協議会の意見聴取															○	総合事務所長
			12	同法第8条第6項															○	総合事務所長

																		の規程による協議会 への報告																				長
13																		同法第9条第1項 又は第3項（同法第 26条において準用す る場合を含む。）の 規程による入院の勧 告又は入院の措置の 実施																			○ 総合事務所 長	
14																		同法第9条第5項 （同法第26条におい て準用する場合を含 む。）の規程による 入院措置の実施																			○ 総合事務所 長	
15																		同法第9条第7項 （同法第26条におい て準用する場合を含 む。）の規程による 協議会への報告																			○ 総合事務所 長	
16																		同法第20条第1項 から第4項まで（同 法第26条において準 用する場合を含む。） の規程による 入院の勧告若しくは 入院の措置の実施又 は入院の期間の延長																			○ 総合事務所 長	
17																		同法第20条第5項 （同法第26条におい て準用する場合を含 む。）の規程による 入院期間を延長する 場合の協議会の意見 聴取																			○ 総合事務所 長	
18																		同法第24条第5項 の規程による協議会 委員の任命			○																	
19																		同法第27条（同法 第30条第1項におい て準用する場合を含 む。）の規程による 患者がいる場所等の 消毒の命令又は市町 村に対する消毒の指 示等																				○ 総合事務所 長
20																		同法第28条（同法 第30条第1項におい て準用する場合を含 む。）の規程による ねずみ、鼠、昆虫等が 存在する区域の指定 及び駆除の命令又は 市町村に対する駆除 の指示等																				○ 総合事務所 長
21																		同法第29条第1項 （同法第30条第1項 において準用する場 合を含む。）の規定 による物件の移動の 制限等の措置の命令																			○ 総合事務所 長	
22																		同法第29条第2項 （同法第30条第1項 において準用する場 合を含む。）の規定 による市町村に対す る物件の消毒の指示 又は除菌等の措置の 実施																			○ 総合事務所 長	
23																		同法第30条第1項 （同法第30条第1項 において準用する場 合を含む。）の規定 による死体の移動の 制限又は禁止																			○ 総合事務所 長	

24	同法第30条第2項ただし書（同法第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による埋葬の許可									○	総合事務所長
25	同法第31条第1項（同法第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による生活の用に供される水の使用等の制限又は禁止の命令	○									
26	同法第32条第1項（同法第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建物への立入りの制限又は禁止	○									
27	同法第32条第2項（同法第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建物の非難その他の必要な措置の実施	○									
28	同法第33条（同法第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による交通の制限又は遮断	○									
29	同法第35条第1項（同法第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は調査の実施									○	総合事務所長
30	同法第37条の規定による患者等からの医療費用の負担申請の受理及び必要な医療費用の負担の決定									○	総合事務所長
31	同法第37条の2の規定による結核患者等からの医療費用の負担申請の受理及び必要な医療費用の負担の決定並びに協議会の意見聴取									○	総合事務所長
32	同法第38条第2項の規定による第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定	○									
33	同法第38条第2項の規定による結核指定医療機関の指定									○	総合事務所長
34	同法第38条第5項から第7項までの規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指導									○	総合事務所長
35	同法第38条第9項の規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定の取消し	○									
36	同法第40条第3項の規定による診療報酬の算定		○								

		の規程による被褥業者に対する指導及び指示																			
		3 同令第3条の規定による費用の徴収																			
六 栄養士法 (昭和22年法律第245号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第4条の規定による栄養士の免許																			
	2	同法第5条の規定による栄養士免許の取消し																			
	3	同法第5条の規定による栄養士等の名称の使用の停止																			
七 栄養士法 施行令 (昭和28年政令第231号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第3条の規定による栄養士名簿の訂正																			
	2	同令第5条の規定による栄養士免許証の書換交付																			
	3	同令第6条の規定による栄養士免許証の再交付																			
八 健康増進法 (平成14年法律第103号)に基づく事務	1	同法第26条第2項の規程による特別用途表の許可申請書の進達																			
	2	1以外の事務																		総合事務所長	
九 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第2条の5の規程による市町村が支弁する特定健康診査及び特定健康指導に要する費用の負担の決定																			
医 療 政 策 課	一 医療法に 基づく知事の 権限に属 する事務	1	同法第4条第1項の規程による地域医療支援病院と称することの承認																		
		2	同法第6条の3第1項の規程による病院等の情報の報告の受理																		総合事務所長
		3	同法第6条の3第2項の規程による病院等の情報の変更の報告の受理																		総合事務所長
		4	同法第6条の3第4項の規程による市町村等に対する情報の提供の請求																		総合事務所長
		5	同法第6条の3第5項の規程による病院等の情報の報告事項の公表																		総合事務所長
		6	同法第6条の3第6項の規程による病院等事業者に対する報告又は是正命令																		総合事務所長
		7	同法第7条第1項の規程による病院等の開設の許可 (一) 一の総合事務所の所管区域における診療所又は助産所に係るもの (二) (一)以外のもの																		

<p>8 同法第7条第2項の規定による病院の病床数等の変更の許可及び同条第3項の規定による診療所の病床の設置又は病床数等の変更の許可 (一) 病院に係るもの (1) 重要なもの (2) (1)以外のもの イ 一の総合事務所の所管区域内に設けられるもの ロ イ以外のもの (二) 診療所又は助産所に係るもの (1) 一の総合事務所の所管区域内に設けられるもの (2) (1)以外のもの</p>										<p>○ 総合事務局長</p>
<p>9 同法第8条の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理</p>										<p>○ 総合事務局長</p>
<p>10 同法第8条の2第2項の規定による病院等の休止等の届出の受理 (一) 診療所又は助産所の休止等の届出に係るもの (二) (一)以外のもの</p>										<p>○ 総合事務局長</p>
<p>11 同法第2条第1項ただし書の規定による病院等の開設者が他の者がその管理をさせる場合の許可 (一) 一の総合事務所の所管区域内に係るもの (二) (一)以外のもの</p>										<p>○ 総合事務局長</p>
<p>12 同法第2条第2項の規定による病院等を管理する医師等が他の病院等の管理者となる場合の許可 (一) 当該診療所又は助産所の当該医師等が診療所又は助産所の所在地を所管する総合事務所の所管区域内に所在する場合に係るもの (二) (一)以外のもの</p>										<p>○ 総合事務局長</p>
<p>13 同法第2条の2の規定による地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理</p>										
<p>14 同法第5条第3項の規定によるエックス線装置を備えたとき等に係る病院又は診療所の管理者からの届出の受理</p>										<p>○ 総合事務局長</p>
<p>15 同法第6条ただし書の規定による病院に医師を値直させないことの許可</p>										

26	同法第35条第1項の規定による公的医療機関の開設者等に対する同項に規定する事員の命令及び同条第2項の規定による公的医療機関の開設者に対するその運営についての指示			○						
27	同法第42条の2第1項の規定による社会医療法人の設立の認定			○						
28	同法第44条第1項の規定による医療法人の設立の認可			○						
29	同法第44条第3項の規定による株式会社たる医療法人の名称等の決定			○						
30	同法第46条の2第1項ただし書の規定による医療法人の理事を1人又は2人とすることの認可			○						
31	同法第46条の3第1項ただし書の規定による医療法人の理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することの認可			○						
32	同法第46条の4第5項の規定による医療法人の仮理事の選任			○						
33	同法第46条の4第6項の規定による医療法人の特別代理人の選任			○						
34	同法第47条第1項ただし書の規定による病院等の管理者の一部を医療法人の理事に追加することの認可			○						
35	同法第50条第1項の規定による医療法人の定款又は附行為の変更の認可			○						
36	同法第50条第3項の規定による医療法人の定款又は附行為の変更の届出の受理			○						
37	同法第52条第1項の規定による医療法人の事業報告書等の届出の受理			○						
38	同法第55条第6項の規定による医療法人の兼帯の認可			○						
39	同法第55条第8項の規定による医療法人の兼帯の届出の受理			○						
40	同法第56条の6の規定による医療法人の清算人の氏名等の届出の受理			○						
41	同法第56条の7第1項			○						

	た旨の届出の受理															
三 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）に基づく知事の特権に属する事務	1 同令第1条の規定による病院等の閉鎖に係る知事への報告の方法等の決定														○	
四 医師法（昭和23年法律第201号）に基づく知事の特権に属する事務	1 同法第7条第5項の規定による医師の免許の取消しの処分に係る者に対する意見の聴取		○													
	2 同法第7条第1項の規定による医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取		○													
五 歯科医師法（昭和23年法律第202号）に基づく知事の特権に属する事務	1 同法第7条第5項の規定による歯科医師の免許の取消しの処分に係る者に対する意見の聴取		○													
	2 同法第7条第1項の規定による歯科医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取		○													
六 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）に基づく知事の特権に属する事務	1 同法第6条第3項の規定による歯科技工士の氏名、住所等の届出の受理														○ 総合事務所長	
	2 同法第8条第2項の規定による歯科技工士の欠陥ごみ等の埋立労働大臣への具申		○													
	3 同法第21条の規定による歯科技工所の開設の場所等の届出の受理若しくは届け出た事実の変更の届出の受理又は歯科技工所の休止若しくは廃止若しくは再開の届出の受理														○ 総合事務所長	
	4 同法第24条の規定による歯科技工所の開設者に対する構造設備の改善の命令														○ 総合事務所長	
	5 同法第25条の規定による歯科技工所の全部又は一部の使用の禁止	○														
	6 同法第26条第1項第4号の規定による歯科技工の業又は歯科技工所に関して広告する事実の許可			○												
	7 同法第27条第1項の規定による歯科技工所の開設者若しくは管理者等に対する報告の命令又は歯科技工所への立入り及び消毒観察等の状況等の検査の実施														○ 総合事務所長	
七 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）に基づく	1 同法附則第2条の規定による歯科技工士試験の実施			○												

<p>く知事の権限に属する事務</p>																																						
<p>八 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）に基づく</p>	<p>1 同法第9条第2項の規定による診療放射線技師の免許についての厚生労働大臣への具申</p>		○																																			
<p>く知事の権限に属する事務</p>	<p>2 同法第28条第2項の規定による照会書の提出の要求及び照会書の検査の実施</p>																																					
<p>九 行政事務 の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和18年法律第35号）第5条第6項の規定による効力を有することとされる同法第22条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和26年法律第226号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同法第27条第2項の規定による照会書の提出の要求及び照会書の検査の実施</p>																																					
<p>十 あん摩マツサーン指圧師（はり師、きゆう師）に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同法第8条の規定による施術者に対する業務に関する指示</p>																																					
<p></p>	<p>2 同法第9条の2の規定による施術所の開設者の氏名等若しくはその変更の届出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理</p>																																					
<p></p>	<p>3 同法第9条の4の規定による住所地又は施術所の所在地が鳥取県の区域内にある施術者が現職に滞在して業務を行う旨の届出の受理</p>																																					
<p></p>	<p>4 同法第10条第1項の規定による施術者等に対する報告の要求又は施術者の鑑査若しくは検査の実施</p>																																					
<p></p>	<p>5 同法第11条第2項の規定による施術所の使用制限若しくは禁止又は設備若しくは措置の命令</p>																																					
<p></p>	<p>6 同法第12条の2第2項の3まで準用する同法第8条の規定による医薬類の行為を業として行うことができる者等に対する業務に関する指示</p>																																					
<p></p>	<p>7 同法第12条の2第2項の3まで準用する同法第9条の2の</p>																																					

十三 臨床検査技師職に関する法律施行規則 （昭和40年厚生省令第24号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条の規定による登録明書の交付			○							
	2 同令第4条第2項の規定による登録明書への記載及びその交付			○							
	3 同令第8条第1項の規定による登録明書の書換交付			○							
	4 同令第9条第1項の規定による登録明書の再交付			○							
十四 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の規定による准看護師の免許			○							
	2 同法第2条第5項（同法第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定による准看護師免許証の交付			○							
	3 同法第4条第2項の規定による戒法、業務の停止又は免許の取り消し	○									
	4 同法第4条第3項の規定による准看護師免許の再免許			○							
	5 同法第5条の2第2項の規定による再教育研修の受講命令			○							
	6 同法第5条の2第4項の規定による准看護師管への登録			○							
	7 同法第5条の2第5項の規定による再教育研修終了登録証の交付			○							
	8 同法第8条の規定による准看護師試験の実施			○							
	9 同法第22条第2号の規定による准看護師養成所の指定			○							
十五 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条第2項の規定による准看護師免許書の書換交付			○							
	2 同令第7条第2項の規定による准看護師免許書の再交付			○							
	3 同令第20条において準用する同令第3条第1項の規定による准看護師養成所の学則等の変更の承認			○							
	4 同令第20条において準用する同令第16条の規定による准看護師養成所の指定の取消し	○									
十六 鳥取県保健師助産師看護師法施行細則（昭和66年鳥取県規則第8号）に	1 同規則第10条第1項第3号の規定による助産指導者の指定			○							
	2 同規則第11条に規定する集合研修の実施			○							

基づく知事の権限に属する事務	3 同規則第2条第1項の規定による課題研修修了報告書の受理								○										
	4 同規則第2条第2項の規定による課題研修修了証の交付								○										
	5 同規則第3条第1項の規定による個別研修計画書の受理								○										
	6 同規則第3条第4項の規定による個別研修計画書の変更命令								○										
	7 同規則第4条第1項の規定による個別研修修了報告書の受理								○										
	8 同規則第4条第4項の規定による個別研修修了証の交付								○										
	9 同規則第5条の規定による再教育研修に関する必要事項の決定								○										
	10 同規則第8条の規定による再教育研修修了登録証の書換交付								○										
	11 同規則第9条の規定による再教育研修修了登録証の再交付								○										
	12 同規則第20条の規定による再教育研修修了登録証返納書の受理								○										
	十七 鳥取県立看護専門学校等の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第4号）に基づき知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による入学の許可 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの																	○ 鳥取看護専門学校学長 ○ 倉吉総合看護専門学校学長
		2 同条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの																	○ 鳥取看護専門学校学長 ○ 倉吉総合看護専門学校学長
3 同条例第6条の規定による休学、退学又は復学の許可 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの																		○ 鳥取看護専門学校学長 ○ 倉吉総合看護専門学校学長	
4 同条例第7条の規定による除籍の決定 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの																		○ 鳥取看護専門学校学長 ○ 倉吉総合看護専門学校学長	
5 同条例第8条の規定による訓告、停学又は退学の処分 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの																		○ 鳥取看護専門学校学長	

	学政に係るもの (二) 倉吉総合看護 専門学校に係るもの												門学交長 倉吉総合看護 専門学校交長
十八	鳥取県 立鳥取看護 専門学校学 則（昭和62 年鳥取県規 則第3号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1	全ての事務										○ 鳥取看護専 門学交長
十九	鳥取県 立倉吉総合 看護専門学校 学則（昭 和62年鳥取 県規則第4 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	全ての事務										○ 倉吉総合看護 専門学校交長
二十	鳥取県 立歯科衛生 専門学校 の設置及び 管理に関する 条例（昭和 38年鳥取県 条例第15 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	同条例第3条の規 定による入学の許可										○ 歯科衛生専 門学交長
		2	同条例第7条の規 定による授業料、入 学費、手数料及び入 学料の免除				○						
二十一	鳥取 県立歯科衛 生専門学校 学則（昭和 57年鳥取 規則第20 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	全ての事務										○ 歯科衛生専 門学交長
二十二	看護 師等の人材 確保の促進 に関する法 律（平成4 年法律第6 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	同法第2条第4項 の規定による看護師 等確保促進者の氏名 等の届出の受理及び その変更の届出の受 理				○						
		2	同法第2条第5項 の規定による看護師 等確保促進者の変更 の命令				○						
		3	同法第4条第1項 の規定による都道府 県ナースセンターの 指定				○						
		4	同法第4条第4項 の規定による都道府 県ナースセンターの 名称等の変更の届出 の受理				○						
		5	同法第7条第1項 又は第2項の規定に よる都道府県ナース センターの事業計画 書及び収支予算書又 は事業報告書及び収 支決算書の受理				○						
		6	同法第8条の規定 による都道府県ナース センターに対する 命令				○						

	告等の命令、保健医療等の事業者等に対する出頭要求又は関係者に対する質問若しくは証拠等の検査																			
	6 同法第2条第3項の規定による保健医療事業者等に対して処分が必要と認めるときの大臣への通知																			
	7 同法第80条の規定による指定訪問看護事業者及び看護師等に対する指導																			
	8 同法第81条第1項の規定による指定訪問看護事業者等に対する報告等の命令若しくは出頭要求又は関係者に対する質問若しくは証拠等の検査																			
	9 同法第81条第3項の規定による指定訪問看護事業者等に対して処分が必要と認めるときの大臣への通知																			
	10 同法第24条において準用する同法第44条第4項の規定による後期高齢者支援金及び応帯金の滞納処分																			
	11 同法第33条第2項の規定による後期高齢者因縁は成連合が同法の規定による給付外の給付をする場合等の協議																			
	12 同法第34条第2項の規定による保険者からの業務に関する報告の徴収又は実地検査の実施																			
	13 同法第52条第1項の規定による支払基金等からの業務等に関する報告の徴収又は実地検査の実施																			
二 国民健康保険法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第24条の4の規定による国民健康保険組合の仮理事の選任																			
	2 同法第24条の5の規定による国民健康保険組合の特別代理人の選任																			
	3 同法第27条第2項の規定による組合会の規約の変更等の議決の認可																			
	4 同法第32条の2第2項の規定による国民健康保険組合の残余財産の処分の許可																			
	5 同法第32条の7第1項の規定による清算人の氏名等の届出の受理																			
	6 同法第32条の7第																			

受理															
23 同法第40条において 用する同法第10 条の規定による医療 機器の販売又は賃 貸業の禁止等の届出 の受理													○	総合事務研 長	
24 同法第39条の規定 による薬局開設等 に対する報告の命令又 は薬師等への立入り 及びその構造設備等 の検査若しくは関係 者に対する問答若し くは医薬品等の取扱 の実施 (一) 製造販売業 者、製薬業者(こ れらの者のうち、 薬師等及び医薬 品の製造販売業者 及び専修業者を除 く。)及び県外の 直営販売業者に係 るもの (二) (一)以外のも の														○	総合事務研 長
25 同法第40条の規定 による医薬品等の廃 棄等対策の命令及 び廃棄等の実施				○											
26 同法第1条の規定 による医薬品等の検 査を受けべきこと の命令				○											
27 同法第2条第3項 又は第4項の規定こ よる薬局等の構造設 備の改善又はその使 用の禁止の命令 (一) 製造業に係る もの (二) 修理業に係る もの (三) (一)及び(二) 以外のもの				○										○	総合事務研 長
28 同法第2条の2の 規定による業務体制 の整備の命令 (一) 県外の直営販 売業者に係るもの (二) (一)以外のも の														○	総合事務研 長
29 同法第2条の3の 規定による薬局開設 者に対する報告又は 是正命令														○	総合事務研 長
30 同法第2条の4第 1項の規定による業 務体制の改善の命令 (一) 県外の直営販 売業者に係るもの (二) (一)以外のも の														○	総合事務研 長
31 同法第2条の4第 2項の規定による違 反の是正の命令 (一) 県外の直営販 売業者に係るもの (二) (一)以外のも の														○	総合事務研 長
32 同法第3条の規定 による薬局等の管理 者の変更の命令 (一) 県外の直営販 売業者に係るもの														○	

		(二) (一)以外のもの										○ 総合事務所長
	33	同法第4条の規定による配製販売業者に対する違反行為をした配製販売業者による配製販売の業務の停止の命令又はその配製販売業者に対する配製販売の業務の停止の命令						○				
	34	同法第5条第1項の規定による薬局の開設の許可等の取消し及びその業務の停止の命令 (一) 配製販売に係るもの (二) (一)以外のもの						○				○ 総合事務所長
	35	同法第5条第2項の規定による医薬品等の製造販売業者等の処分についての厚生労働大臣への具申						○				
	36	同法第6条の規定による処分等の相手方等に対する弁明及び有利な証拠の提出の機会の供与 (一) 配製販売に係るもの (二) (一)以外のもの										○ 総合事務所長
	37	同法第6条の6の規定による指定薬物である疑いのある物品の検査等の命令						○				
	38	同法第6条の7の規定による指定薬物の標識等の措置の命令						○				
	39	同法第6条の8の規定による指定薬物又はその疑いのある物品を取り扱う者に対する報告の徴収又はその届出等への立入り及びその関係帳簿等の検査若しくは関係者に対する質問の実施										○ 総合事務所長
五	薬事法の一部を改正する法律(平成8年法律第69号)による改訂前の薬事法に基づく知事の権限に属する事務(審議会及び評議員の事務を除く。)	1 同法第30条第1項の規定による配製販売業者の配製販売の許可						○				
六	薬事法施行令(昭和36年政令第11号)以下この号において「令」という。)第30条の規定より知事が行うこととされた	1 同法第2条第1項の規定による製造販売業者の許可(同法第21項の規定によるその更新を含む。) (一) 薬品製造販売医薬品の製造販売に係るもの (二) 令第30条第2項第1号に係るもの										○ 総合事務所長

薬事法に基 づく事務	2 同法第3条第2項 （同条第7項にお いて準用する場合を 含む。）の規定による 製造業の許可（同条 第3項の規定による その更新を含む。） （一） 薬品製造販売 医薬品の製造に係 るもの （二） 令第30条第2 項第3号に係るも の											○	総合事務所 長	
	3 同法第4条第1項 の規定による医薬品 等の製造販売の承認 （一） 薬品製造販売 医薬品の製造販売 に係るもの （二） 令第30条第2 項第5号に係るも の												○	総合事務所 長
	4 同法第4条第6項 （同条第9項にお いて準用する場合を 含む。）の規定による 調査												○	
	5 同法第4条第9項 の規定による医薬品 等の製造販売の承認 に係る事項の一部変 更の承認（同条第10 項の規定による継続 な変更の届出の受理 を含む。） （一） 薬品製造販売 医薬品の製造販売 に係るもの （二） 令第30条第2 項第5号に係るも の												○	総合事務所 長
	6 同法第4条の9第 1項の規定による医 薬品等の製造販売の 届出の受理（同条第 2項の規定による変 更の届出の受理を含 む。） （一） 薬品製造販売 医薬品の製造販売 業者に係るもの （二） 化粧品等の製 造販売業者に係るも の												○	総合事務所 長
	7 同法第7条第4項 又は第8条の2第2 項において準用する 同法第7条第3項の 規定による医薬品製 造管理者又は生物由 来製剤の製造管理者 の兼業の許可												○	
	8 同法第9条の規定 による製造所の廃止 等の届出の受理 （一） 薬品製造販売 医薬品の製造販売 業者及び製造業者に 係るもの （二） 令第30条第2 項第2号及び第4 号に係るもの												○	総合事務所 長
	9 同法第40条の2第 2項（同条第6項こ おいて準用する場合 を含む。）の規定に よる医療機器の修理 業の許可（同法第40												○	

	条の2第3項(同条第6項において準用する場合を含む)の規定によるその更新を含む)																		
10	同法第40条の3において準用する同法第9条第2項の規定による事業所の廃止等の届出の受理			○															
11	同法第8条の2第1項の規定による生物由来製品の製造管理者の取扱いの承認			○															
12	同法第2条第1項の規定による医薬品等の製造販売業者の品質管理若しくは製造販売安全管理の方法の改善の命令又は業務の停止の命令			○															
13	同法第2条第2項の規定による医薬品等の製造販売業者又は製造業者の製造管理若しくは品質管理の方法の改善の命令又は業務の停止の命令			○															
14	同法第2条の4第1項の規定による製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に対する業務運営の改善の命令 (一) 薬事製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの (二) 令第30条第2項第2号及び第4号に係るもの					○								○	総合事務所長				
15	同法第2条の4第2項の規定による製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に対する是正の命令 (一) 薬事製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの (二) 令第30条第2項第2号及び第4号に係るもの					○								○	総合事務所長				
16	同法第3条の規定による製造販売業の総務製造販売責任者等の変更命令 (一) 薬事製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの (二) 令第30条第2項第2号及び第4号に係るもの					○								○	総合事務所長				
17	同法第4条の2の規定による医薬品等の承認の取扱い等 (一) 薬事製造販売医薬品の製造販売業者に係るもの (二) 令第30条第2項第6号に係るもの			○										○	総合事務所長				
18	同法第5条第1項																		

	(一) 薬事法施行規則第18条第1項の規定による薬師の業務に係るもの (二) (一)以外のもの																		○ 総合事務局長	
九 薬事法施行規則第106条厚生省令第1号に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条の2の規定による薬師の報告の方法等の決定																		○ 総合事務局長	
	2 同令第5条の4第2項の規定による郵便物の届出の受理																		○ 総合事務局長	
	3 同令第59条の8第2項の規定による処方箋の交付																			
	4 同令第59条の9の規定による処方箋事務の受領の受理																			
	5 同令第59条の10第4項の規定による処方箋事務の削除																			
	6 同令第59条の11の規定による処方箋事務の書換え交付																			
	7 同令第59条の12の規定による処方箋事務の再交付																			
十 薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第0号)による改正前の薬事法施行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第59条の規定による処方箋取替の申請の受理 (一) 県外の処方箋に係るもの (二) (一)以外のもの																		○ 総合事務局長	
十一 鳥取県薬事法施行細則(昭和37年鳥取県規則第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条の規定による処方箋取扱品目変更届出書の交付 (一) 県外の処方箋に係るもの (二) (一)以外のもの																		○ 総合事務局長	
	2 同規則第11条の規定による登録販売者試験の合格証明書の交付																			
十二 薬師法(昭和25年法律第146号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条第3項の規定による薬師の免許の交付し等の必要がある旨の具申																			
十三 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録																		○ 総合事務局長	
	2 同法第4条第4項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新																		○ 総合事務局長	

(昭和47年 鳥取県条例 第43号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	4 同条例第5条第2 項の規定による建築 物又はその敷地と道 路の敷設に関する規 制の適用の特例の承 認、第4項の規定に よる当該承認の取消 し及び変更																			○	総合事務 長
	5 略																				
	6 略																				
略																					
略																					
雇用 人 材 総 室	略																				
	略																				
	略																				
	略																				
	略																				
	略																				
	略																				
略																					

(昭和47年 鳥取県条例 第43号)に 基づく知事 の権限に属 する事務																				
	4 略																			
	5 略																			
略																				
略																				
雇用 人 材 総 室	略																			
	略																			
	略																			
	略																			
	略																			
	略																			
	略																			
略																				

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、別表第2財政課の項の一及び経営支援課の項並びに別表第3自治振興課の項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日から施行する。